

イギリス2010年平等法における障害の定義

鈴木 隆

はじめに

イギリス2010年平等法（Equality Act 2010）（以下、平等法）の制定により、従来の1995年障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act 1995）は、イングランド、ウェールズおよびスコットランドにおいては廃止され、北アイルランドのみにおいて適用されることとなった。平等法は、同法の4条に規定される保護される特徴を有する人々に対する差別を禁止する。障害はその保護される特徴の1つである。障害者のための差別からの保護は、物資、便宜ならびにサービスの供給、公務の執行、施設、労働、教育および団体を対象とする。同法の6条と関連する規則および同条の下で制定される規則に従って障害者と定義される障害者のみが、同法が障害者に提供する保護の権利を有することになる。従来と同様に、法律上の障害者の定義を満たす障害者のみが、差別からの法律上の保護を受ける仕組みである。しかし、平等法は、従来とは異なり、障害者との関係または障害者であると誤って認識されることを理由に直接差別またはハラスメントを受ける障害者以外の人々のための保護を新たに提供することにした。

平等法における障害の定義は、従来の1995年障害者差別禁止法における障害の定義を基本的に踏襲している。しかし、後者の13年余りにわたる実際の運用と批判を踏まえて、前者は、後者に部分的修正を加えている。そこで、以下では、平等法により行われた障害の定義の修正の意義と問題点について、イギリス政府障害問題局が公表した「障害の定義に関する問題の決定において考慮に入れるべき事項に関する指針」Guidance on matters to be taken into account in determining questions relating to the definition of disability（以下、指針）⁽¹⁾を参考にして、検討を行うこととする。

一 障害の定義を構成する要素

平等法は、障害者を障害を持つ者と一般的に定義する。すなわち、人が身体的または精神的損傷を持ちその損傷が通常の日常活動を行うその者の能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす場合に、人は同法の目的のための障害を持つことになる（6条1項）。したがって、障害の定義⁽²⁾は、次の4つの主な要素から構成されている。

第1に、人は、身体的または精神的である損傷を持たなければならない。第2に、その損傷は、実質的である悪影響を及ぼさなければならない。第3に、その実質的悪影響は、長期でなければならない。第4に、長期の実質的悪影響は、通常の日常活動に影響しなければならない。平等法の附則1によると、人が障害者であるか否かを決定する際に上記の要素すべてが検討されなければならない。

1 損傷の意味

この障害の定義は、人が経験する影響が身体的または精神的損傷から生じなければならないことを要求する。ここで使用される精神的または身体的「損傷」には、用語の通常の意味が与えられるべきであるとされる。損傷の原因が証明される必要はなく、損傷が病気の結果である必要はない。多くの場合に、人が損傷を持つか否かそれ自体が問題とされることはありそうにないと考えられるが、損傷の影響が定義に該当するほど十分であるか否かそしてとくに影響が長期であるか否かについての問題が生じることが予想される。

人が平等法の目的のために障害者であるか否かは、損傷が通常の日常活動を行うその者の能力に及ぼす影響に照らして一般的に決定されることになる。これの例外は、人が重度の醜さを持つ場合である。同法の目的のための損傷として適格である状態を列挙することは、医学的知識の進歩に追いつくことが不可能であることから、行われてはいない。指針においては、障害を生じさせ得る損傷として、以下のものが例示される（A5）。

- ・視力または聴力に影響するような感覚的損傷
- ・リウマチ性関節炎、筋痛性脳炎、慢性疲労症候群、結合組織炎、抑うつ

およびてんかんのような変動するまたは再発する損傷

・運動ニューロン疾患、筋ジストロフィー、認知症の形態のような進行性疾患

・全身性エリテマトーデスのような自己免疫の症状

・ぜんそくと血栓症、脳溢血、心臓疾患を含む心臓血管病のような呼吸器の状態を含む特定の器官

・自閉症、難読症、統合運動障害のような発達障害

・学習障害

・不安症、落ち込み、パニック障害、恐怖症または疎外感のような症状を持つ精神の健康状態。摂食障害。躁鬱病。強迫観念症。人格障害。外傷後ストレス症。何らかの自傷行動

・抑うつと統合失調症のような精神病

・脳を含む身体の傷害により作られたもの

身体的または精神的損傷として状態を分類することは常に可能であるわけではなく、必要ではなく、損傷の重要な原因は証明しがたいとされる（A 6）。性質において身体的と精神的の双方である悪影響があり得る。そのうえ、主に身体的性質の影響が重要な精神的損傷から派生することがあり、その逆もありうる。

たとえその原因が損傷から排除される状態の結果であるとしても、損傷がどのように原因から生じたかを検討する必要はないとされる（A 7）。たとえば、アルコールへの依存自体は、平等法における障害の定義の範囲から明示的に排除されるにもかかわらず、アルコール依存症の結果としての肝臓病は損傷と数えられる。検討することが重要であることは損傷の影響であり、その原因ではない。

たとえば、肥満している女性の肥満自体は損傷ではないが、彼女の歩く能力に実質的に悪影響を及ぼす呼吸と動作の困難をそれは引き起こすことがある。男性が短期の記憶と国語力と基本的計算能力の水準に悪影響を及ぼす境界線上の学習障害を持つ場合、彼は元の原稿を書くことができないが反対に

既存の文章をゆっくり写すことはでき、そして彼は記憶から彼の住所を書くことができない。したがって、検討されることが必要であるのは、重要な状態自体よりもむしろこれらの損傷の影響である。

2 HIV感染、癌ならびに多発性硬化症の患者、障害者とみなされる者
平等法の附則1の6条は、癌、HIV感染または多発性硬化症に雇っている人は障害者であると規定する。これは、その者が診療の時点から効果的に同法により保護されることを意味する。

平等法は、通常の日常活動を行う能力に実質的にかつ長期の悪影響を及ぼす、または及ぼしそうである損傷を持つことを証明する必要なしに障害の定義を満たすとみなされる特定の人々を規定する。同法の附則1の7条は、盲人、重度の視覚損傷、視覚損傷または一部視力としてコンサルタント眼科医により認証される者は障害を持つとみなされると規定する。

上記の規定の対象とされない損傷を持つ者は、自分が平等法の下で障害を持つことを示すために、原則として前述の障害の定義の要件を満たす必要がある。

3 障害の定義からの排除

特定の状態は、平等法の目的のための損傷とみなされない。これらは、以下のものを含む (A12)。

- ・アルコール、ニコチンまたはその他の物質の依存または依存症 (医学的に処方される物質の結果以外)
- ・それが別の状態の影響を悪化させる場合を除く季節性アレルギー性鼻炎として知られる状態 (たとえば枯れ草熱)
- ・放火癖
- ・盗癖
- ・他人への身体的または性的暴行癖
- ・露出癖
- ・のぞき行為癖

放火癖、盗癖、他人への身体的または性的暴行癖、露出狂またはのぞき行

為癪がそれ自体損傷を構成しない場合に、この排除は適用される。これらの癪が、同法の目的のための損傷の結果または発現として生じる場合にも、排除は適用される。申し立てられた差別が排除された状態の結果であった場合、排除は適用されることになる。しかし、申し立てられた差別が排除される状態を生じさせた実際の障害にとくに関係した場合、排除は適用されないことになる。

たとえば、若い男性が多動性障害（ADHD）を持ち、それ自体は露出癖と集中できないことを含む多くの点で発現する場合、その症状は、通常の日常活動を行う若者の能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす損傷として、同法の目的のための障害になる。若い男性の露出癖は、同法の下で排除される状態であるから、その結果として彼が経験する差別に関して彼は同法の保護の権利を有しない。しかし、集中できないことのような彼の状態の排除されない影響に関して彼が経験する差別については彼は保護されることになる。たとえば、そのような影響の結果として要求される合理的調整の権利を彼は有する。

排除される状態を持つ者が、障害の定義の要件を満たす同伴する損傷を持つ場合には、その者は障害者として保護される。たとえば、アルコールのような物質に依存する者が、アルコール依存から生じる抑うつまたは肝臓疾患のような身体的損傷をも持つ場合に、この者は単に依存症に基づいては障害の定義を満たさないが、抑うつまたは肝臓疾患の影響の結果として依然としてその定義を満たすことができる（A14）。

除去できない入れ墨、医学的ではなく身体に穴を開けることまたはそのような穴を開けることによる付属物から構成される醜さは、通常の日常活動を行うその者の能力に実質的な悪影響を及ぼさないとみなされる（A15）。

4 過去の障害

平等法は、第12部（運輸）の規定と190条（賃貸住宅の改良）を除いて、同法の規定は、同法に定義される障害をかつて持った者についても適用されると定める（6条4項、附則1の9条）。これは、もはや障害者ではないが

過去に障害の定義の要件を満たした者は、依然として同法により対象とされることを意味する（A16）。さらに過去の障害への処置の結果として、虚弱な状態を継続する者も保護される。

たとえば、4年前に女性は、通常の日常活動を行う彼女の能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす精神病を経験したので、それは同法の障害の定義を満たした。彼女はその状態の再発を経験していないが、彼女の過去の精神病を理由に彼女が差別される場合には、過去の障害を持つ者として、彼女は依然として同法により与えられる保護の権利を有することになる。

過去に障害を持ったとして平等法の下で扱われる者の特殊な例は、1995年1月12日と1996年12月2日に1944年障害者（雇用）法の規定の下で障害者登録にその氏名が登載された者である。1995年障害者差別禁止法は、そのような者は、同法の雇用関係規定の施行日である1996年12月2日から3年間障害を持つとみなされると規定した。その期間中上記の者が同法の障害者の定義を満たすか否かにかかわらず、この規定は適用された。3年間の経過期間の終了後、上記の者は、過去に障害を持った者とみなされている。この規定は、平等法の目的のために依然として適用される。

二 損傷の実質的悪影響

人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、通常の日常活動を行うことに対する人の損傷の悪影響が実質的かつ長期であるか否かにより左右されることになる。

1 実質的悪影響の意味

通常の日常活動に対する悪影響が実質的なものであるべきであるとする要件は、人々の間に存在する能力の通常の差を超える制限としての障害の一般的理解を反映する（B1）。平等法212条1項は、実質的影響は、小さいまたは些細な影響を超えるものである、と定める。同項は、「実質的」が意味するものをさらに詳細に規定する。

（1）活動を行うことにかかる時間

損傷を持つ者が通常の日常活動を行うことにかかる時間は、その損傷の影

響が実質的であるか否かを評価する際に、検討されるべきである。その損傷を持たない者が活動を完遂することにかかる時間とそれは比較されるべきである。

たとえば、10歳の子どもが脳性小児麻痺に罹患している場合、その影響は、筋肉の硬直、バランスの悪さと統一が取れない動きを含む。その子どもは依然として自分自身のためのほとんどのことを行うことができるが、非常に容易に疲労し、飲食すること、洗うことそして着替えることのような作業を成し遂げることが困難である。その子どもは、これらのような日常活動を行う能力を有するが、脳性小児麻痺に罹患していない同様な年齢の子どもと比較してあらゆることに非常に多くの時間がかかる。これは、実質的悪影響になると考えられる（B2）。

（2）活動が行われる方法

損傷の影響が実質的であるか否かを評価する際に検討されるべきである別の要素は、その損傷を持つ者が通常の日常活動を行う方法である。その者がその活動を行うために予測される方法とその損傷を持たない者との方法との間で比較が行われるべきである。

たとえば、強迫観念症を持つ者は、電気器具のスイッチが切られることと外出する際に扉の鍵が掛けられることを一貫して点検し再点検する。その症状を持たない者は、通常、これらの頻繁な点検を行わない。一貫して点検し再点検する必要は、実質的悪影響を及ぼすと考えられる（B3）。

（3）損傷の累積的影響

損傷は、個々には特定の日常活動を行う人の能力に実質的悪影響を及ぼさないかもしれない。しかし、個々の損傷の影響が一緒になったときに複数の活動に対する損傷の影響が全般的に実質的悪影響をもたらすことにならないかが問題である。

たとえば、その損傷が呼吸困難を引き起こす者は、その結果、洗面と着替え、散歩または公共交通機関での移動のような多くの活動を行う能力に対する小さい影響を経験する。しかし、これらの影響が一緒になると、その累積

的結果は、これらの通常の日常活動を行う人の能力への実質的悪影響になると考えられる（B5）。

また、抑うつ男性は、最も単純な任務または決定すら極めて困難に見えるようにするエネルギーと動機の損失を含む一定範囲の症状を経験する。彼は、朝起きること、洗面し着替えること、朝食を準備することが困難であると認められる。彼は忘れやすく事前に計画を立てることができない。その結果、再び買い物に行くことを考える前に彼はしばしば食品を切らす。家事は頻繁に行われなかつたかまたは完遂するのに通常よりも非常に時間がかかる。これらの影響は一緒になって、通常の日常活動を行うことに実質的悪影響を及ぼす損傷になると考えられる。

人は複数の損傷を持つことがあり、そのいずれも単独では実質的影響を及ぼさないとしても、複数の損傷が一緒になって通常の日常活動を行うその者の能力に全般的に実質的影響を及ぼすことにならないかを考えなければならない。たとえば、身体的統一性に影響する小さい損傷と動作に影響する消すことができないが小さい脚の傷は、一緒になると、特定の通常の日常活動を行うその者の能力に実質的影響を及ぼすことになると考えられる（B6）。また、人が軽度の学習障害を持つ場合、これは、その者の情報の同化がその損傷を持たない者のそれよりも僅かに遅いことを意味する。同人はまた、特定の言葉を発音するその能力に僅かに影響する軽度の言語機能の損傷を持つ。いずれの損傷もそれ自体では実質的悪影響を及ぼさないが、一緒になった損傷の影響は、彼の会話する能力に実質的悪影響を及ぼすことになると考えられる。

損傷の影響が長期か否かを決定する際にも複数の損傷の累積的影響を考慮に入れるべきであると考えられる。

（4）行動の影響

人が、通常の日常活動への損傷の影響を防止または減少させるために、たとえば対処または回避の戦略の利用により、どの程度その行動を修正することを合理的に予測されることができののかについて考えなければならない。

対処または回避の戦略を利用することにより、損傷の影響がもはや実質的ではなく、人がもはや障害の定義を満たさない程度まで損傷の影響が変更されることになる場合がある。それ以外の場合には、対処または回避の戦略によっても、依然として通常の日常活動の遂行への悪影響が残ることになる。たとえば、アレルギーを理由に特定の物質を回避する必要がある者は、食べるという日常活動が実質的に影響を受けると認められる。

損傷がその者の通常の日常活動を遂行する能力に実質的な悪影響を及ぼすことを止めるような方法で人が行動すると合理的に予測されることができ程度が問題となる。行動の修正を考慮する際に、たとえば、慢性的な背中
の痛みを持つ者がスキーのような極端な活動を避けると予測することは合理的になる。他方、買い物や公共交通機関の利用のような症状を悪化させることになるいっそう通常の活動を人が放棄するまたは修正することを予測することは合理的にはならないと考えられる（B7）。また、恐怖症を持つ者がその状態を悪化させる極端な活動や状況を回避すると予測することは合理的になるが、その症状を悪化させる通常の活動をその者が放棄するまたは修正することを予測することは合理的にはならない。たとえば、高所恐怖症（パニック症状を誘発することができる高いところへの極端な恐怖）を持つ者は、エッフェル塔のような極めて高い建物の頂上を回避すると合理的に予測されるが、すべての多層階の建物を回避するとは合理的に予測されない。

さらに、痛み、疲労または社会的困惑の原因となるものを行うことを人が回避する、またはエネルギーと動機の喪失を理由に物事を行うことを人が回避する場合をも考慮されるべきである。こうした回避戦略を採用した者は障害者ではないと結論することは合理的ではないと考えられる（B9）。人が障害の定義を満たすか否かを決定することにおいて、重要なことは、人ができないこと、または困難が伴わなければならないこととは何かを検討することである。

たとえば、精神保健状態を管理するために、パニック症状を経験する女性がラッシュの時間の移動のストレスを回避することができる場合に、通勤の

ような日常任務を管理することができることを彼女は認める。この場合に、彼女が障害の定義を満たすか否かを決定することにおいて、彼女がそのような制限を彼女の労働と私生活に加えることになることを彼女が予測することがどの程度合理的であるかが検討されなければならない。

たとえば、難読症を持つ者がストレスを受ける場合のように、特定の事情において人は、働くことを止める対処または回避戦略を利用することがある。これにより、損傷の影響を管理する人の能力が低下する結果、その影響がときには依然として再発する可能性がある。そのような場合には、その損傷の影響を評価する際に、この可能性も考慮に入れなければならない（B10）。

（5）環境の影響

環境的条件は、損傷の影響を悪化させるまたは緩和させることがある。温度、湿度、照明、昼または夜の時間、どの程度人が疲れているか、もしくは人がどのくらいのストレスを受けているかのような要素は、損傷の影響に影響すると考えられる。したがって、損傷の悪影響が実質的であるか否かを評価する際に、そのような環境的要素が個々にまたは累積的に損傷の影響にどの程度影響する見通しがあるのかも検討されるべきである。特定の環境において損傷の実質的影響が少ないという事実は、日常活動に対する全般的な実質的悪影響を損傷が及ぼすことを必ずしも妨げないと考えられる（B11）。

たとえば、女性は過去3年間リウマチ性関節炎に罹っている。通常の日常活動を遂行する彼女の能力へのその影響は、気候条件により変動する。気候が冷たく湿っている秋と冬の数か月間その影響はとくに悪い。夏の数か月間は症状は穏やかである。彼女の場合は、関節炎の全般的な影響と、歩く、家事を行う、体を洗う、着替えることのような日常活動を遂行する彼女の能力に関節炎が実質的悪影響を及ぼす程度を検討することが必要である。

（6）処置の影響

平等法の附則1の5条1項は、損傷が処置や矯正を受ける場合に、その処置や矯正による以外に、損傷が実質的悪影響を及ぼす見込みがある場合に、損傷はその影響を及ぼすとみなされると規定する。この文脈で、「見込みが

ある」は、「十分に起こりうる」を意味すると解釈されるべきである（B12）。この規定の実際的な効果は、問題の措置がないと損傷が及ぼすことになる影響を及ぼすと損傷がみなされるべきであることである。これらの目的のために無視される処置や矯正は、とくに医学的処置と人工器官その他の補助の利用を含むと附則1の5条2項は定める。この文脈で、医学的処置は、薬物療法に加えて、カウンセリング、特定の食事療法に従う必要およびセラピーのような処置を含むと考えられる。

たとえ措置が損傷の影響が完全に統制されているまたは全く現れない結果をもたらすとしても、上記の規定は適用される。障害を隠すまたは改善する効果を持つ結果、障害が実質的な悪影響を及ぼさなくなるような処置の最終的な結果を決定することができないまたは医学的処置の除去が再発または状態の悪化を招くことが知られている場合には、附則1の5条に従って医学的処置を無視することが合理的になると考えられる（B13）。

たとえば、聴覚損傷を持つ者が補聴器を着ける場合、その者の損傷が実質的な悪影響を及ぼすか否かについての問題は、補聴器がない聴力水準が何であるかに照らして決定されるべきであると考えられる（B14）。同様に、治療または食事療法により統制されている糖尿病の患者の場合に、その患者がその治療を行っていないまたは要求された食事療法に従っていない場合にその状態の影響が何であるかに照らして決定されるべきである。

また、長期の抑うつ患者がカウンセリングによる処置を受けている場合、その処置の効果は、その患者が買い物や通勤のような通常の日常活動を行うことを可能にすることである。処置の効果が無視される場合、患者の損傷は、通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的な悪影響を及ぼすことになる。

平等法の附則1の5条3項は、視覚損傷が眼鏡やコンタクトレンズにより矯正できる程度まで上記の規定は視覚損傷に適用されないと定める。すなわち、検討される通常の日常活動を遂行する能力に対する唯一の影響は、眼鏡やコンタクトレンズが利用される際に残る、またはそれらが利用されたとしても残るであろう影響である。これは、眼鏡やコンタクトレンズではない視

力を矯正する工夫の利用を含まないと考えられる（B15）。

継続する医学的処置の結果として、損傷が実質的悪影響を及ぼすことを止めるか否かを検討することも必要である。たとえば、肺炎を悪化させる者は、抗生物質の投与を含む処置のために入院することができる。しかし、それがないならば障害の定義を満たすことになる状態を治癒する処置を人が受ける場合、その者は、過去に障害を持った者として等しく平等法により保護されることになる。

（7）進行する症状

時間の経過で重度が増していく症状である進行する症状については、平等法の附則1の8条が特別に規定する。これらの規定は、進行する状態の者は、損傷が実際にその影響を及ぼす前に、通常の日常活動を遂行するその者の能力に実質的悪影響を及ぼす損傷を持つとみなされると規定する。

将来、通常の日常活動を遂行するその者の能力に及ぼされる悪影響が実質的になる見込みがある限り、進行する症状がもたらす何らかの損傷が何らかの悪影響を最初に及ぼした瞬間から進行する症状を持つ者は、実質的悪影響を及ぼす損傷を持つとみなされることになる。状態の見込まれる影響の予後は、この規定の下の保護を証明するための通常の経路になる。影響は、継続的である必要はなく、実質的である必要はない。しかし、平等法の附則1の2条の下で、その者は、損傷が定義の長期の要件を満たすことを証明することを依然として必要とする。

上記の特別規定が適用される進行する症状の例は、全身性エリテマトーデス（SLE）、多様な種類の認知症、および運動ニューロン病を含む（B20）。たとえば、8歳の少年は、筋肉の痙攣と何らかの弱さを経験している。その影響は現在は極めて小さいが、彼は、筋ジストロフィーに罹っていると診断された。究極的にもたらされる筋肉の弱さは、歩く、走るおよび階段を上る彼の能力に実質的悪影響を引き起こすことになるかと予測される。現在は、実質的悪影響はないにもかかわらず、筋ジストロフィーは進行する症状であり、その影響が実質的なる見込みがあることが証明されることができると、こ

の子どもは、平等法の附則1の8条の特別規定の下の平等法の保護について依然として権利を有することになる。

女性が関節に穏やかな鈍痛と痛みを経験していると彼女の担当医に訴えた後で彼女は全身性エリテマトーデスと診断された。彼女はまた、インフルエンザに似た症状の一般的な不快を感じていた。当初の症状は、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼさない。しかしながら、SLEは、影響が悪化する進行する症状である。その症状は永年にわたり発生し進行し、そして将来には影響は実質的になり、重度の関節痛、炎症、凝りおよび皮膚の発疹を含むと彼女は助言された。その影響が実質的になる見込みがあることが証明されることができる限り、進行する症状に関する特別規定により彼女は対象とされることになる。彼女はまた、平等法により保護されるためには、損傷の定義の「長期」の要件を満たすことが必要になる。

平等法の附則1の6条は、癌、HIVおよび多発性硬化症の進行する症状の1つを持つ者が、彼らとその症状を持つ時点から、すなわち診断の時点から法律上障害者であると規定する。

前述したように、進行する症状を対象とする特別規定を適用させるためには、通常の日常活動を遂行する人の能力への何らかの悪影響のみが存在する必要がある。それは、実質的悪影響である必要はない。進行する症状を持つ者が、たとえば手術による処置が成功する結果もはやいかなる悪影響も存在しない場合には、特別規定は適用されないことになる。しかし、処置がすべての悪影響を除去しない場合には、その規定は依然として適用される。加えて、処置が当初の状態を首尾良く処理するがその他の悪影響を招く場合には、特別規定は依然として適用されることができるとはならない。

たとえば、男性は、進行する制御できない潰瘍性大腸炎を理由に結腸を除去する手術を受ける。手術は、大腸炎からの悪影響を彼がもはや経験しないことをもたらす。しかしながら、彼の腸の活動が衛生器具によって制御することができるのみであることを意味する人工肛門を彼は必要とする。このように器具を必要とすることは、通常の日常活動を行う彼の能力に実質的に影

響を及ぼし当初の損傷から生じる悪影響として考慮に入れられるべきである(B22)。

(8) 重度の醜さ

平等法の附則1の3条は、損傷が重度の醜さから構成される場合、通常の日常活動を遂行する人の能力に実質的悪影響を及ぼすとそれはみなされると規定する。そのような影響を示す必要はない。

たとえば、たき火事故の結果、女性は顔に重大な傷跡を持つ。女性はその外見を非常に意識するので傷跡を覆うために肌を隠蔽するものを利用する。彼女は、公共交通機関とスーパーマーケットを含む人混みと明るい照明を避け、そして家族以外の者がその跡に気付いてそれについて彼女に質問するので、彼女は家族以外の者と交わらない。これは、実質的悪影響になる。しかしながら、平等法は、彼女の醜さがこの影響をどのように及ぼすかを証明することを彼女に要求しない。なぜならば、重度の醜さは通常の日常活動を遂行する人の能力に実施的悪影響を及ぼすとみなされると平等法は規定するからである。

醜さの例は、傷跡、出産斑、四肢または姿勢の変形(制限された身体発達を含む)もしくは皮膚病を含む(B25)。重度の評価は、主に、醜さの性質、規模および顕著さのような要素を考慮に入れることを含む醜さの程度の問題になる。しかし、たとえば、顔に対する背中のように、問題の醜さがどこにあるかを考慮に入れることが必要になる。

2010年平等法2010年(障害)規則(The Equality Act 2010 (Disability) Regulations 2010 (S.I.2010/2128) 5条は、除去されていない入れ墨から構成される醜さは、重度の醜さとして考えられないと規定する。また、同条は、ピアスを通して付着されるものを含む化粧目的の身体のピアスも重度の醜さから排除されると規定する。

三 損傷の長期の影響

1 長期の影響の意味

平等法の附則1の2条は、人が障害者であるか否かを決定する目的のため

に、損傷の長期の影響は、最低12か月間継続している、またはそれが継続する合計期間が、最初の到来の時から、最低12か月間継続する見込みがある、もしくは影響を受ける者の存命期間継続する見込みがあることであると規定する。

変動するまたは再発する影響を及ぼす損傷の影響が長期であるか否かを決定する際に特別規定が適用される。また、障害者とみなされる者は、長期の要件を満たす必要はない。

障害者の定義を満たす目的のために人が長期の影響を経験しているか否かを決定する際に、関係する損傷の蓄積的影響を考慮に入れるべきである（C 2）。別の損傷から発展するまたは発展する見込みがある損傷の実質的影響が最低12か月間または影響を受ける者の存命期間継続しているまたは継続する見込みがあるか否かを決定する際に、その影響も考慮に入れるべきである。

たとえば、男性は、不安症を経験した。これは、社会的接触を行い特定の場所を訪問する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。その病気は8か月間継続し、彼がもはや自宅を離れるまたは出勤することができない影響を及ぼす抑うつに発展した。抑うつは5か月間継続した。その結果、悪影響が継続した合計期間は12か月を超えたので、障害の定義の長期の要件は満たされたことになる。

他方、人が長期間にわたり、2つの別々の無関係な状態、たとえば肺の感染症と足の傷害から生じる悪影響を経験する場合に、これらの影響は、集合されるべきではない。

2 見込みの意味

平等法において、損傷の影響の「見込み」の意味は、以下の判断を行う際に関係する。第1に、損傷が長期の影響を及ぼすか否か（附則1の2条1項）、第2に、損傷が再発する影響を及ぼすか否か（附則1の2条2項）、第3に、進行する状態の悪影響が実質的になるか否か（附則1の8条）、そして第4に、損傷の影響が処置または行動により制御または矯正される場合に平等法の目的のために損傷はどのように扱われるべきかである。これらの文脈で

「見込み」は、それが十分に起こりうることを意味すると解釈されるべきである（C3）。

損傷の影響が12か月間継続する見込みがあるか否かを判断することにおいて、申し立てられた差別が行われた当時の事情を考慮に入れるべきである（C4）。この見込みを判断することにおいて、その当時以降に起きることは無関係なものとして扱われる。個人に対するそのような影響の典型的な長さとの個人に特有の関係する要素、たとえば、一般的な健康状態または年齢の双方とも考慮に入れるべきであると考えられる。

3 再発するまたは変動する影響

平等法の附則1の2条2項は、通常の日常活動を遂行する人の能力に損傷が実質的悪影響を及ぼしたがその影響が停止する場合、それが再発する見込みがある場合には実質的影響は継続するとみなされると規定する。たとえば、人が過去に障害を持ったか否かを決定する際に、実質的悪影響が実際に再発したか否かが問題となる。散発的にまたは短期間のみ再発する影響を及ぼす状態は、「長期」の意味において、平等法の目的のための損傷として依然として適格であるといえることができる（C5）。たとえば、リウマチ性関節炎の者は、最初の発症後の数週間には実質的悪影響を経験するが、それから鎮静期間を持つことになる。

実質的悪影響が再発する見込みがある場合、影響はあたかも継続するとみなされる。最初の発症後12か月を超えて影響が再発する見込みがある場合、影響は長期とみなされる。12か月を超えて再発しうる影響を及ぼすその他の損傷、または影響が散発的になりうる場合は、統合失調症、躁鬱病そして特定の種類の抑うつのような精神保健状態ならびにメニエール病やてんかんを含むと考えられる（C6）。再発するまたは変動する一部の損傷は、影響がいっそう安定するその他の損傷の場合よりも当該の個人への影響が余り明白ではないことがありうる。

たとえば、若い男性は、抑うつの再発する形態である躁鬱病に罹る。この最初のエピソードは数か月に1度と13か月間のうち2度起きた。第2のエピ

ソードは、13か月目に起きた。この男性は、長期の意味に関して損傷の定義の要件を満たすことになる。なぜならば、最初の発症後12か月を超えて悪影響が再発し、したがってその全期間（この場合には13か月間）に継続するとみなされることになるからである。

他方、女性は、10か月間に抑うつ2つの連続しないエピソードを持つ。1か月目に彼女は失業し6週間継続する抑うつの期間を持つ。9か月目に彼女は死別を経験し8週間継続する抑うつの追加のエピソードを持つ。たとえ彼女が抑うつ2つのエピソードを経験したとしても彼女は平等法により対象とされない。これは、この段階では、彼女の損傷の影響が最初の発生後12か月を超えて継続しておらず、12か月目を超えて再発する見込みがある抑うつの重大な状態の一部がこれらのエピソードである証拠がないからである。しかし、2つのエピソードの影響が12か月目を超えて再発する見込みがある抑うつの重大な状態から生じたことを証明する証拠がある場合、彼女は、長期の要件を満たすことになる。

損傷の定義の「長期」の要件が満たされるか否かを決定する場合、考慮対象の期間を通して影響が同一である必要はないとされる（C7）。影響がその期間を通してたとえ同一ではなくても、人は、損傷の定義の長期の要件を満たすことができる。影響は変化しうるからである。たとえば、当初、非常に困難である活動が十分である程度まで可能になることがある。影響は、一時的に消滅さえする。また、通常の日常活動を遂行する能力へのその他の影響は発展し、当初の影響は完全に消滅することもある。

たとえば、男性がメニエール病に罹る場合、これは、彼が時々穏やかな耳鳴を経験することをもたらし、それは通常の日常活動を遂行する彼の能力に悪影響を及ぼさない。しかしながら、それはまた、数か月毎に重大な一時的な聴覚喪失期間を生じる。聴覚の喪失は、会話を行うまたはラジオやテレビを聞く彼の能力に実質的に悪影響を及ぼす。彼の状態は、この悪影響を継続的に及ぼさないにもかかわらず、それは長期の要件を満たす。なぜならば、彼が損傷を発展させた後12か月を超えて再発する見込みがある実質的悪影響

をそれが及ぼすことになるからである。

季節性アレルギー性鼻炎（たとえば枯れ草熱）が既存の症状の影響を悪化させる場合を除き、2010年平等法2010年（障害）規則4条2項は、その症状を排除する。たとえば、喘息の場合には、損傷に含まれることになる（C8）。

4 再発の見込み

損傷の影響が再発する見込みは、事案のすべての事情を考慮に入れて検討されるべきである。これは、当該の者が再発を防止するために行うと合理的に予測することができるものを含むべきである（C9）。たとえば、当該の者は、損傷がそのような影響を及ぼすことを妨げる措置を講じると（たとえば、その者がアレルギーを持つ物質を避けること）合理的に予測される。これは、一部の物質には不合理に困難になる。

さらに、人が損傷の影響を制御するまたは対処することができる方法は、常に成功するわけではない。たとえば、これは、回避の方法が維持することが困難である、またはそれ自体日常活動を遂行する能力に悪影響を及ぼす、もしくはその者が不慣れな環境にいるからである。制御が中断する見込みが増加する場合、再発が起こる見込みが多くなる。再発の見込みを判断する際には、その可能性も考慮に入れるべきである（C10）。

医学的その他の処置が症状を恒久的に治癒し、したがって損傷を除去する結果、たとえ追加の処置がなくても損傷の影響の再発が起こりそうにないことも、そのような影響の再発の見込みを検討する際に考慮に入れるべきである（C11）。しかし、処置が再発を単に遅らすまたは防止するだけで、処置を止める場合に再発する見込みがある場合、その処置は無視され、その影響は再発する見込みがあるとみなされる。

5 過去の障害が長期であったか否かの判断

平等法6条4項は、かつて障害の定義に該当する障害を持った者は、たとえそれから回復したまたは影響が実質的に満たさなくなったとしても差別の一部の形態から保護されると規定する。過去の状態が障害か否かを決定することにおいて、その影響が最初の発生後12か月間以上継続する、または再

発が起きるもしくは最初の発生後12か月間以上継続する場合にその影響は長期とみなされる（附則1の2条）。

たとえば、女性が、彼女の食べる能力を有意に制限する消化の状態であると診断された。彼女は、1年にわたりその状態のための医学的処置を受けたが、最終的にその状態を治癒する手術を要求した。その状態の影響は12か月以上継続し、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼしたので、その状態は平等法の障害の定義を満たしたことになる。女性は、過去の障害を持つ者として平等法の保護の権利を有する。

四 通常の日常活動

1 通常の日常活動の意味

平等法は、通常の日常活動とみなされるものの定義を規定しない。日常活動の徹底的なリストを提供することは不可能であると考えられる。ただし、指針は、通常の日常活動を遂行する能力に実質的悪影響を損傷が及ぼすとみなすことが合理的である場合とそうではない場合の説明事例を付録で示している。

一般的に、日常活動は、人が規則的にまたは毎日行うものであり、例としては、買い物、読み書き、会話をするまたは電話を利用する、テレビを視る、体を洗うまたは着替える、食事を準備して食べる、家事を行う、歩くおよび多様な交通手段により出かける、そして社会活動に参加することを含む。通常の日常活動は、一般的な労働に関係する活動、同僚との相互作用のような勉強と教育に関係する活動、指示に従うこと、コンピュータを利用すること、運転、面接する、書類を準備する、時間割または交代制に従うことを含む。

たとえば、男性が小規模小売店で働く。彼の職務は、倉庫の在庫の管理、対面と電話による顧客と供給者との対応そして1日の終わりに閉店することを含む。職務のこれらの要素のそれぞれは、損傷により悪影響を受けうる通常の日常活動とみなされることになる（D3）。

「通常の日常活動」の用語は、特定の者または小規模なグループにとってのみ通常である活動を含むことを意図しない。活動が通常の日常活動である

か否かを決定する際に、どの程度の毎日または頻度でそれが人々によって遂行されるかを考慮すべきである。この文脈で、「通常」は、その普通の毎日の意味を与えられるべきである（D4）。

通常の日常活動は、大多数の人々により遂行されるものでは必ずしもない。たとえば、母乳で育てるまたは化粧をすることのような特定のジェンダーの人々のみにより、またはいっそう支配的に一部の活動が遂行されるので、ほとんどの人々にとって通常であるということではできないものもある。それでもなおそれらの活動は、通常の日常活動であると考えられる（D5）。

また、活動が通常の日常活動であるか否かは、1日の特定の時間にそれが遂行されることがいっそう通常であるか否かにより決定されるべきではない。たとえば、起床と着替えは、通常は朝と結びつく活動である。それらは、夜勤で働く労働者により1日の非常に遅い時間に遂行されるが、それらは依然として通常の日常活動であると考えられる（D6）。

子どもについて、通常の日常活動を遂行する6歳以上の子どもの能力を考慮する際に、類似の年齢の者にとって通常である達成水準を考慮に入れることが必要である（D7）。

2 特別の活動

活動自体が高度に特別であるまたは高度に特別の達成の水準を含む場合、それらは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない。一部の場合に労働に関係する活動は、高度に特別であるので、それらは通常の日常活動であるとはみなされない。

たとえば、時計の修理職人は高度に特別な道具により繊細な仕事を遂行する。これは、繊細な仕事を遂行する彼の能力を制限する。もっともいっそう実質的な道具を使用する一般的な家の修繕のような活動を彼は遂行することができる。繊細な仕事は彼の職業にある者にとって通常の労働活動であるにもかかわらず、それは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない（D8）。

同じことは、高い達成水準で楽器を演奏する、非常に特殊な技能または能

力の水準が要求される活動に参加する、またはプロのサッカー選手や競技者にとって要求されるような能力の高い水準で特定のスポーツを行うようなその他の特別の活動に当てはまる。活動が高度に特別な技能または達成の水準を含む場合、それらは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない。

たとえば、女性は高度な水準でピアノを演奏し、しばしば演奏会に参加する。彼女は手首の手根管圧迫症候群を悪化させた。これは、彼女がピアノを演奏することを妨げないが、彼女はそのような高度な水準を達成することができない。この制約は、通常の日常活動に悪影響を及ぼさない。なぜならば、そのような特別な水準でピアノを演奏することは、ほとんどの人々にとって通常ではないからである（D9）。

しかし、多くの種類の特別の労働に関する活動やその他の活動は、損傷により悪影響を受けうる通常の日常活動を依然として含むことになる。たとえば、座る、立ち上がる、歩く、走る、言葉を交わす、書く、運転する、コンピュータのキーボードや携帯電話のような日用品を使用する、電気掃除機のような日用品を持ち上げるまたは運ぶことのような通常の活動をそれらは含むことになる。

上記の例の時計の修理職人の仕事も請求書を準備する、計算する、毎日の売上高を記録することを含む。これらは、通常の日常活動である。たとえば、彼の腱鞘炎の影響が、時間の経過で重度を増し、彼の両手の動きの大きな制約をもたらした結果、これらの通常の日常活動を遂行する実質的困難を彼は経験することになる。

3 通常の日常活動を遂行する能力への悪影響

指針は、通常の日常活動を遂行する人の能力がその者の損傷の影響により制約されることになるか否かを決定する際に考慮に入れるべきであるものに関する例を提供する。ただし、与えられる例は、純粹に説明的であり、規範的または徹底的なリストと考えられるべきではないとされる（D11）。例の一部は、どのように悪影響が身体的または精神的損傷から生じるかを示す。

損傷の両方の種類の説明が与えられる場合、損傷の1種類のみがその特定の影響をもたらしうることを意味しない。身体的損傷は、精神的影響をもたらすことができ、精神的損傷は、身体的表徴を持つことができる（D15）。

身体的損傷を持つ者は、痛みまたは疲労を理由に、精神的プロセスを含む通常の活動を遂行することに困難を経験することがある。たとえば、ジャーナリストは、彼女に有意の痛みを引き起こす重度の偏頭痛を再発させる。その痛みにより、彼女は、原稿を書くことへの集中を維持することと締切に間に合わせる事が困難である。

精神的損傷または学習障害を持つ者は、身体的活動を含む通常の日常活動を遂行することに困難を経験することがある。たとえば、重度の不安症と広場恐怖症の症状を持つ若い男性は、月に数回以上外出することはできない。これは、彼が外部の空間にいることを恐れ、劇場やレストランのような場所が混雑すると彼はそこにとどまることができないことを意味するパニック障害になるからである。これは、社会的活動のような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

また、女性はダウン症に罹り、彼女に馴染みのある地域のバス路線を理解することができるのみである。彼女は迷い、援助なしで自宅への帰路を見出すことができないので、彼女はその他の路線で同伴なしに乗車することはできないことをこれは意味する。これは、公共交通機関を利用する通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

通常の日常活動はまた、生命を維持するまたは身体的安全もしくは他人の安全を確保するために要求される活動を含む。食べる、飲む、眠る、暖めるまたは身体を清潔に保つことのような基本的機能を遂行するまたは放棄するもしくはその者または他の者を危険にする行動を示す傾向にその者があるか否かに損傷の効果が影響を及ぼすか否かが考慮されるべきである（D16）。

たとえば、女性は、拒食症、摂食障害に2年間罹り、彼女の損傷の影響は、食べるという通常の日常活動を遂行する彼女の能力を制約する。

男性は5年間統合失調症に罹る。この損傷の影響の1つは、彼の身体的安

全に危険をもたらす活動について適正な判断を行うことができないことである。たとえば、自動車が来ている場合彼は注意しないで道路を歩くことになる。これは、道路を安全に横断する通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

一部の損傷は、通常の日常のコミュニケーション活動を遂行する人の能力に悪影響を及ぼす。たとえば、人が通常のとリズムで明確に話し、その者の母国語で他の者が通常に話すことを理解することができるか否かにそれらは悪影響を及ぼす。一部の損傷は、手話や顔の表情のような人間の非実際的情報や非言語コミュニケーションを理解する人の能力に悪影響を及ぼしうる。そのような要素がどのように通常の日常活動に悪影響を及ぼしうるかを考慮に入れるべきである（D17）。

6歳の少年男子は、話をし、学校の友人と教師を含むその他の者に彼自身を明確にする能力に悪影響を及ぼす言語行動不全に罹る。

女性は双極性障害に罹る。彼女の発言は、ときどき過激で不合理になり、彼女が言っていることをその他の者が理解することを困難にする。

男性は子どもの時からどもりを持つ。彼はいつでもどもるわけではないが、彼のどもりは、とくに電話の通話で、その損傷を持たない人々の会話で認められる頻度の時間的経過を超える。しかしながら、この影響は、彼の回避戦略によりしばしば隠される。彼がどもると考える場合彼は電話を掛けることや取ることを避けようとする、または彼は通話中に多くを話さない。彼は時々、言葉を代える、または余分な言葉や文句を挿入することによりどもることを避けようとする。

以上の場合に通常の日常のコミュニケーション活動を遂行する人の能力に実質的悪影響がある。

男性は、アスペルガー症候群である自閉症の形態に罹る。彼は、顔の表情のような非言語コミュニケーションや冗談のような非実際的コミュニケーションを理解することが困難であることを見出す。彼は、非常に文字通りに言われることは何でもする。彼は上司からからかわれて言葉による指示を与えら

れるが、その指示を理解する彼の能力は損なわれる。なぜならば、彼は、社交的会話と指示を隔絶することができないからである。これは、通常の日常のコミュニケーションを遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

人の損傷は、彼らの動きを統合する、薬缶、買い物袋、財布または短期旅行用の鞆のような日用品を運ぶもしくは装置の標準的な道具を利用する能力を要求する日常活動に悪影響を及ぼすことがある。たとえば、統合運動障害に罹る若い男性は、身体の動きを統合することが困難なことを含むある程度の影響を経験する。彼は頻繁にカップと飲み物の瓶を壊し、食べ物を落とさず食べ物の盆を掲げながら歩くような同時に2つの活動を結合することができない。これは、飲むと食べるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

軟骨形成不全の男性は、彼の身体の残りの部分に不釣り合いな規模の異常に短い身長と腕を持つ。彼は掃除機のような日用品を持ち上げることが困難であり、彼は段がないと標準の高さの流しや洗面台に届くことができない。これは、掃除、洗顔や手洗のような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

人の損傷は、することを覚える、考えをまとめる、一連の行動を計画しそれを実行する、新しい知識を得るそして話されるまたは書かれた情報を理解するような側面を含む通常の日常活動を遂行する能力に悪影響を及ぼすことがある。これは、人が認知の困難があるか否かまたは損傷を持たない者よりも学習することが有意に遅いか否かを検討することを含む（D19）。

たとえば、双極性障害に罹る女性は、容易に取り乱す。サンドイッチを作るまたは作業から一定して注意散漫にならずに様式を書くような活動を遂行することに集中することが彼女は頻繁にできないことをこれはもたらす。その結果、その障害を持たない者がこれらの種類の作業を完成させるよりも有意に長く彼女はかかる。したがって、通常の日常活動への実質的悪影響がある。

4 環境的影響

環境的条件は、通常の日常活動を遂行する人の能力に損傷がどのように影響を及ぼすかに影響することがある。何らかの環境的影響の水準と性質に検討が与えられるべきである。ほとんどの人々が悪影響なしに活動を遂行することができるような範囲と種類に環境的影響が入るか否かが考慮に入れられるべきである。たとえば、背景の騒音や照明がほとんどの人々が適正に聞くまたは見ることができる種類または水準であるか否かである（D20）。

指針は、次の例を与える。女性は、通常の会話を聞くまたは理解することを困難にする耳鳴りを持つ。列の彼女の背後の2人が同時に会話している場合、スーパーマーケットの会計係が話していることを彼女は聞いて反応することができない。これは、会話に参加する通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

男性は、網膜色素変性、網膜に影響する遺伝性の病気に罹る。男性は、貧弱な照明で見るのが困難で、彼の視野の著しい制約を経験する（トンネル視覚と言及される）。その結果、彼が慣れない環境にいる場合彼はよく家具と扉におつかり、彼が非常に照明が明るいところにいる場合のみ彼は読むことができる。これは、映画館や照明が暗いレストランに出かけるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

その特定の環境の外部でも通常の日常活動を遂行する能力に悪影響があるか否かに検討が与えられるべきである（D21）。たとえば、男性は、化学ガスが彼の呼吸困難を引き起こす工場で働く。彼は、職業性喘息と診断される。これは、彼が職場にいる間に実質的悪影響を及ぼす。なぜならば、彼がそのガスの曝露を受けるところで労働することはできないからである。労働以外の状況においても彼は一般的な能力の発揮の困難を見出す。これは、寝具を代えるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に何らかの悪影響を及ぼす。彼がガスの曝露を受ける職場に彼がいる間だけ実質的影響が現れるにもかかわらず、その男性は、彼の損傷が通常の日常活動を遂行する彼の能力に悪影響を及ぼすことを示すことができる。

5 間接的影響

損傷は、ある者が1または複数の通常の日常活動を遂行することを直接には妨げないが、その者がそのような活動をどのように遂行するかに依然として実質的影響を及ぼし得る（D22）。第1に、痛みまたは疲労である。損傷が痛みまたは疲労を引き起こす場合、その者は、通常の日常活動を遂行する能力を有するが、そうすることで痛みを経験することにより通常の日常活動が遂行される方法に制約を受けることになる。また、損傷は、活動を通例よりも疲労させる結果、その者は、持続された時間を超えてその任務を繰り返すことができないことになる。

指針は、次の例を与える。変形性関節炎に罹る男性は、自宅や職場でキーボードを使用する、野菜を剥く、ジャーを開けるそして書くことのような作業を行う両手に有意の痛みを経験する。その損傷は、通常の日常活動を遂行する男性の能力に実質的悪影響を及ぼす。

男性は、数年間慢性疲労症候群に罹る。彼は、歩くおよび立つという身体的能力を有するにもかかわらず、彼が圧倒的な疲労を経験するので、これらを長時間持続することが非常に困難であることを見出す。その結果、旅行のような通常の日常活動に参加する能力を彼は制限されるので、彼は、社交で外出することを避け、週に数日自宅で労働する。したがって、通常の日常活動への実質的悪影響がある。

第2に、医学的助言である。この場合、損傷を考慮して通常の日常活動を変更する、制限するまたは差し控えるもしくは特定の方法または特定の条件の下においてのみそれを行うことを、処置計画の一部として、医師またはその他の保健専門職により人は助言されることになる。

指針は、次の例を与える。教員として働く女性は、椎間板ヘルニアによる座骨神経痛を悪化させる。理学療法と牽引にもかかわらず、彼女の痛みは悪化した。彼女の処置計画の一部として彼女の医師は、毎日の痛み緩和薬を処方し、適度に重い物を運ぶことや一度に数分を超えて立つことを避けることを彼女に助言する。買い物や全教科生徒に向けて立つことのような一定範囲

の通常の日常活動を彼女が遂行することにこれは実質的悪影響を及ぼす。

第3に、頻度である。一部の損傷は、通常の日常活動を遂行する能力に悪影響を及ぼすので、頻繁な間隔で特定の活動や任務を行うことを人に要求することになる。

指針は、次の例を与える。若い女性は販売代表である。彼女は、大腸炎、炎症になった腸の病気を悪化させる。症状は、緩和と激化の期間に服する慢性のものである。激化の期間彼女は、腹部の激痛と下痢の発作を経験する。彼女は常にトイレのそばにいななければならないので、これは、彼女の職務目的を含めて彼女が運転することを非常に困難にする。これは、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

6 処置または矯正措置の影響

指針は、以下の例を除き、人が損傷のための処置または矯正措置を受けている場合、日常活動への損傷の影響は、その者がその処置または措置を受けないで経験することになるものとして取り扱われるものとする（D23）。

男性は、静かな環境でも他者との会話を行うことができない聴覚損傷を持つ。彼は、その影響を克服する補聴器を持つ。しかしながら、考慮されることが必要であるのは、補聴器のない損傷の影響である。この場合に、損傷は、会話を行う日常活動に実質的悪影響を及ぼす。

人の視力が眼鏡またはコンタクトレンズにより矯正される、もしくはそれらにより矯正されることができるとき、考慮されることが必要であるのは、その者が眼鏡またはコンタクトレンズを着用している間に残る、通常の日常活動を遂行する能力に視覚損傷が及ぼす悪影響である（D24）。

五 障害を持つ子ども

損傷の影響は、乳児や年少の子どもには現れない。なぜならば、彼らは、年長の子どもの成人にとって通常である活動を遂行する能力を発達させるには若すぎるからである（E1）。2010年平等法2010年（障害）規則6条は、通常の日常活動を遂行する6歳以上の者の能力に通例、実質的で長期の悪影響を及ぼすことになる場合、6歳未満の子どもの損傷は、通常の日常活動を

遂行するその子どもの能力に実質的で長期の悪影響を及ぼすとみなされると規定する。

指針は、次の例を与える。6か月の女兒は、彼女の脚が動かないことをもたらす損傷を持つ。彼女は未だ、はうまたは歩く段階にはない。これまで損傷は、動き回る彼女の能力に表面的な影響を及ぼしていない。しかしながら、損傷は、歩くために進むような通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実施的で長期の悪影響を及ぼすとみなされる。これは、それが通例通常の日常活動を遂行する6歳以上の者の能力にそのような実質的悪影響を及ぼすことになるからである。

6歳以上の子どもは、損傷の定義の通常の要件に服する。すなわち、通常の日常活動を遂行する彼らの能力に実質的で長期の悪影響を及ぼす損傷を彼らは持たなければならない。しかしながら、通常の日常活動を遂行する6歳以上の子どもの能力を検討することにおいて、類似の年齢の者にとって通常であることになる達成の水準を考慮に入れる必要がある（E2）。

指針は、次の例を与える。6歳の子どものが自閉症であると診断された。彼は、話すことによるコミュニケーションといつ誰が楽しいのか悲しいのかを認識することに困難を持つ。どこか新しいところに行くまたは異なる経路を取る際に彼は非常に不安になる。これらの要素のそれぞれは、会話をするまたは日帰り旅行を楽しむようなそのような年少の子どもにとっても通常の日常活動を遂行する彼の能力への実質的悪影響になる。

平等法の第6部は、障害を持つ生徒と学生の障害または障害に関係する理由による学校または16歳以降の教育での彼らに対する差別を禁止することにより、彼らのための保護を規定する。生徒または学生は、平等法の第16部により保護されるためには、指針で定められる障害の定義を満たさなければならない。障害を持つ子どものために合理的調整を行う学校義務を含む平等法での学校の義務は、特別の教育上のニーズの別の定義に基づく特別の教育上のニーズ（SEN）枠組みの下の義務に当てはまるように計画される。これらの義務に関する追加の情報は、SEN行為準則と教育のための平等・人権

委員会の行為準則に見出すことができる。

指針は、通常の日常活動を遂行する能力に実質的で長期の悪影響をその損傷が及ぼす教育施設での子どもの例として、次の例を与える

10歳の女兒は学習障害を持つ。彼女は短い興味の期間を持ち、1日から翌日に事実を記憶することが困難である。彼女は、少数の馴染みのある言葉しか読むことができない。これらの要素のそれぞれは、学習活動に参加する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

14歳の少年男性は、注意欠陥多動性障害（ADHD）を持つと診断された。彼は、しばしば集中することが困難であると認められ、指示を忘れて任務をとぼす。これらの要素は、教室に参加し運動場でチームゲームに参加する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

12歳の男児は、脳性小児麻痺を持ち、脚の動きに制約を持つ。これは、学校の周囲を動き体操活動に参加する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

六 特定の保護される特徴または共有される保護される特徴としての障害

平等法は、一定の範囲の保護される特徴を理由とする差別からの保護を規定する。平等法と関係規則に定義される障害は、この保護される特徴である。人が「特定の」保護される特徴を持つ場合に平等法の特定の規定が適用される。障害の場合、特定の保護される特徴を持つ者への言及は、特定の障害を持つ者への言及である、と平等法は定める（6条3項）。

たとえば、障害を持つ男性は、動作の損傷を持つ。買い物や庭いじりのような通常の日常活動を遂行する彼の能力にこれは実質的で長期の悪影響を及ぼす。したがって、彼は保護される特徴を持つので、彼は一般的に平等法により保護される。しかし、特定の保護される特徴を持つ者を特定して適用される平等法の規定の目的のために、彼は動作に損傷がある特定の特徴を持つことになる。

人々が保護される特徴を共有する場合に、平等法の一部の規定は適用される。障害の場合、特定の特徴を共有する人々への言及は、同じ障害を持つ人々への言及であると平等法は定める（6条3項）。たとえば、保護される特徴

を共有する人々に特定して適用される規定の目的のために、障害を持つ男性は、動作の損傷を持つその他の人々と保護される特徴を共有することになる。

以上のことは、平等法のその他の規定を参照して説明することができる。

第1に、平等法の附則9の1条は、労働規定の下で、職務の保有者は特定の保護される特徴を持つという職業上の要件は、差別ではないと規定する。たとえば、H I Vとエイズの人々にサービスを供給する慈善組織は、H I Vの感染者であることが職業上の要件であるカウンセラーのための空席を持つ。この場合に、H I Vの感染者である特定の障害を持つことである特定の保護される特徴を持つ者のみを組織が任命することは、差別的ではない。

第2に、単一の保護される特徴を持つ人々のための団体やクラブに関する附則16の1条は、人々が保護される特徴を共有する場合に適用される。たとえば、聴覚に損傷を持つ人々のグループがその特定の損傷を持つ人々に特定して助言、支援およびリクリエーション活動を提供する私的クラブを結成する。平等法の目的のために、保護される特徴を共有する人々の言及は、この場合に、聴覚損傷を持つ人々に対するものになる。

七 通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的になる要素の例

指針は、付録において、要素が人により経験される場合、通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的になる要素についての説明的であるが徹底的ではない例を掲げる。人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、事案のすべての事情に左右されることになる。すなわち、通常の日常活動への損傷の実質的悪影響が長期であるか否かである。以下の例では、示される影響は、あたかもそれが損傷の唯一の影響であるかのように考えられるべきであるとされる。

- ・たとえば、身体的制約、概念の理解の欠如、または低い動機を理由とする着替えることが困難であること
- ・排泄に関係する、または頻繁な小さな失禁により引き起こされる活動を遂行することが困難であること

- ・たとえば、缶や袋を開けるようなことを行う能力が制約されること理由に、または簡単な調理法を理解し従うことができないことを理由に、食事を準備することが困難であること
- ・たとえば、ナイフとフォークの使用を統合することができない、介助が必要である、または摂食障害の影響を理由として食べることが困難であること
- ・たとえば、人が恐怖症、身体的制約または学習障害を持つことを理由に同伴なしに外出することが困難であること
- ・たとえば、概念の理解の欠如を理由に、または長期間立つ場合の痛みもしくは疲労を理由に待つことまたは行列することが困難であること
- ・たとえば、身体的制約、痛みや疲労、トイレの頻繁な必要を理由にまたは精神的損傷もしくは学習障害の結果として交通機関を利用することが困難であること
- ・たとえば、移動が痛みを伴う、疲労するまたは何らかの点で制約されることを理由として段差、階段または梯子を上り下りすることが困難であること。
- ・たとえば、身体的制約、痛みまたは疲労を理由として全くの歩行不能または困難なく短い距離しか歩くことができないこと
- ・人が不慣れであるまたは怖がらせると認識する環境に入ることまたは留まることが困難であること
- ・人が公の場所に受け入れられることを困難にするその者の周囲の人々に挑戦する行為
- ・たとえば、身体的制約または危険を理解し管理しないことを理由に道路を安全に横断することを持続することが困難であること
- ・持続する一般的な低い動機づけまたは日常活動への関心の欠如
- ・たとえば、扉を開ける、段差または傾斜の手すりを握ることができないもしくは指示に従うことができないことを理由として建物へ接近し動き回ることが困難であること。
- ・たとえば、キーボードを利用することの身体的制約、視覚損傷または学習障害を理由にコンピュータを操作することが困難であること

- ・ 買い物袋または小さい荷物のような控えめな重さの物を片手で持ち上げて運ぶことが困難であること
- ・ 自己の母国語で会話するまたは口頭で指示を与えることができないこと
- ・ 簡単な言葉による指示を理解するまたは従うことが困難であること
- ・ 電話が悪い受信機により影響されない場合に音声電話で別の者が明確に話すことを聞いて理解することが困難であること
- ・ たとえば、精神的損傷または学習障害もしくは視覚損傷を理由に、自己の母国語の文字による場合に書類を読むまたは理解することが持続して有意に困難であること（それが眼鏡またはコンタクトレンズにより矯正される場合を除く）
- ・ 断続的な意識の喪失
- ・ 頻繁な混乱した行為、出しゃばる考え、支配されている感情または妄想
- ・ たとえば、精神保健の状態または病気を理由に、人を避けることを持続して希望することまたは通常の社会的交際に参加するもしくは社会的関係を形成することが有意に困難であること
- ・ 家族または友人のような親しい者を認識するまたはその名前を記憶することが持続して困難であること
- ・ 動揺が持続するまたは集中することが困難であること
- ・ 強制的な活動または行動もしくは合理的な期間後に経路の小さい変更に対応することが困難であること

八 通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的にならない要素の例

指針は、付録において、要素が人により経験される場合、通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的にならない要素の説明的であるが徹底的ではないリストを掲げる。

- ・ 運搬台なしに大きなスーツケースまたは重い家具を動かすような介助または機械の補助なしに重い物を動かすことができないこと
- ・ 2時間を超えて継続する移動の間、たとえば車または飛行機による旅行の

結果として不快を経験すること

- ・約1.5キロメートルまたは1マイルの距離を介助なしで歩く結果として何らかの疲れまたは小さい不快を経験すること
- ・書くことまたは綴りの小さい問題
- ・秘書業務に標準的なタイプ打ちの速度に達することができないこと
- ・拡大鏡の補助なしに非常に小さいまたは不明瞭な活字を読むことができないこと
- ・援助なしに自己の母国語である長い詳細な技術的文書に記載することができないこと
- ・単純に緊張の結果として聴衆の前で話すことができないこと
- ・恥ずかしがることと臆病であること
- ・舌のもつれにより特定の音を発音することができないこと
- ・強い訛りを持つことを理由に理解されることができないこと
- ・話者の母国語ではない言語で口頭で会話することができないこと
- ・工場の床、大衆音楽のコンサート、スポーツ行事または忙しい主要道路の脇のような非常に騒がしい場所で会話をすることができないこと
- ・正しい旋律で歌うことができないこと
- ・実質的な距離（たとえばフットボール場の幅を超える）を超えて知人を区別できないこと
- ・同僚のような親しい者の名前をたまに忘れること
- ・数時間の没頭を要求する任務に集中することができないこと
- ・有意の高さについてのたまにある不安
- ・信号が不利な場合に持続して道路を横断するまたは自身の楽しみのために高速道路を速く運転するような自分自身の発議において通常よりも高い危険を意識的に冒す者
- ・視界がばやけるようなその他の影響を伴わないで赤と緑を区別することが単にできないこと
- ・頻繁ではない小さな失禁

・小さい針に糸を通すまたはピンをつまむような繊細な手の動きを要求する活動を行うことができないこと

注

(1) Office for Disability Issues, Equality Act 2010 Guidance; Guidance on matters to be taken into account in determining questions relating to the definition of disability, May 2011.

(2) 平等法で定められる障害の定義が、誰が同法の目的のための障害者であるか否かを決定することに関係する唯一の定義である。「障害」またはその他の立法の文脈での精神的または身体的損傷への言及は、必ずしも関係しないが、誰が平等法の定義に従って障害者であるか否かを決定する際に裁定機関を援助することになると考えられる。

障害者が資格を有する一定範囲のサービス、許可、制度ならびに財政的利益がある。たとえば、障害者のための地方当局サービス、ブルーバッジ駐車制度、盲人のための免税、障害関係の社会保障給付などである。しかしながら、これらのそれぞれは、それ独自の個別の適格規準を持ち、それらのどれかのための資格付与は平等法の下での保護の権利を自動的に付与せず、同法の保護の権利付与は給付または許可の適格を付与しない。同様に、特別の教育上のニーズを持つと確認される子どもは必ずしも平等法の目的のための障害者ではない。しかしながら、そのような給付のための資格を有することは、人が平等法の定義を満たすことを示すことを援助することになると考えられる。

翻訳

障害の定義に関する問題を決定する際に考慮すべき事項に関する2010年平等法指針 (Equality Act 2010 Guidance on matters to be taken into account in determining questions relating to the definition of disability)

第1部 序

2010年平等法

1 2010年平等法は、同法の4条に特定される保護される特徴を有する人々に対する差別を禁止する。障害はその保護される特徴の1つである。障害者のための差別からの保護は、物資、便宜ならびにサービスの供給、公務の執

行、施設、労働、教育および団体を対象とする一定の事情における障害者に適用される。同法の6条と関連する規則および同条の下で制定される規則に従って障害者と定義される障害者のみが、同法が障害者に提供する保護の権利を有することになる。しかしながら、障害者との関係または障害者であると誤って認識されることを理由に直接差別またはハラスメントを受ける障害者以外の人々のための保護も同法は提供する。

指針の利用

2 この指針は、同法の下で提起された事件を決定する裁定機関を主に目的とする。同法の目的のための障害の定義は、法的定義であり人がその定義を満たすか否かを決定することができるのは裁定機関のみである。しかしながら、指針はまた、どのようにその定義が機能するのかの説明として一定範囲の人々と組織にとって有益になりそうである。

3 大多数の事件において人が障害を持つまたは持っていたか否かについての疑いはありそうにないが、この指針は、その問題が完全には明確ではない場合に役に立つはずである。

4 同法は障害者を障害を持つ者と一般的に定義する。人が身体的または精神的損傷を持ちその損傷が通常の日常活動を行うその者の能力に実質的かつ長期的な悪影響を及ぼす場合に人は同法の目的のための障害を持つ。したがって、障害の一般的な定義は、多くの要素を持つ。指針は順にこれらの要素のそれぞれを対象とする。各節は、基本定義を補足する同法の関係規定の説明を内容とする。指針と説明的例が関係するところで提供される。指針の各節は先行する部の上に構築するので、この指針を利用する者は最初にそれを全部読むべきである。個別の要素を隔絶して検討しないことが重要である。

5 指針を通して、同法の規定の記述は直前に太字が置かれ同法の関係規定または同法の下で制定された規則の言及が続く。同法の条文の言及はSと表示され、附則の言及はS c hと表示され、附則の条の言及P a r aと表示される。

「障害」のその他の言及

6 同法で定められこの指針で示される障害の定義が、誰が同法の目的のための障害者であるか否かを決定することに関係する唯一の定義である。「障害」またはその他の立法の文脈での精神的または身体的損傷の言及は、必ずしも関係せず、誰が同法の定義に従って障害者であるか否かを決定する際に裁定機関を援助することになる。

7 障害者が資格を有する一定範囲のサービス、許可、制度ならびに財政的利益がある。たとえば、これらは以下を含む。障害者のための地方当局サービス、ブルーバッジ駐車制度、盲人のための免税、障害関係の社会保障給付。しかしながら、これらのそれぞれは、それ独自の個別の適格規準を持ち、それらのどれかのための資格付与は同法の下での保護の権利を自動的に付与せず、同法の保護の権利付与は給付または許可の適格を付与しない。同様に、特別の教育上のニーズを持つと確認される子どもは必ずしも同法の目的のための障害者ではない。しかしながら、そのような給付のための資格を有することは、人が同法の定義を満たすことを人が示すことを援助することになる。

8 同法により保護されるためには、人は同法の障害の定義を満たす損傷を持たなければならない、または不利益取扱いもしくはハラスメントが別の者の障害もしくは認識された障害を理由とすることを証明することができなければならない。

第2部 障害の定義に関する問題を決定する際に考慮すべき事項に関する指針

A 定義

障害の定義の主要要素

A 1 同法は、障害者を障害を持つ者と定義する。人が身体的または精神的損傷を持ちその損傷が通常の日常活動を行うその者の能力に実質的かつ長期的な悪影響を及ぼす場合に人は同法の目的のための障害を持つ（6条1項）。

A 2 これは、以下を意味する。一般的に

- ・人は、身体的または精神的である損傷を持たなければならない。
- ・その損傷は、実質的である悪影響を及ぼさなければならない。

- ・その実質的悪影響は、長期でなければならない。
- ・長期の実質的悪影響は、通常の日常活動に影響しなければならない。

この定義は、附則1の規定に服する。人が障害者であるか否かを決定する際に上記の要素すべてが検討されなければならない。

「損傷」の意味

A3 定義は、人が経験する影響が身体的または精神的損傷から生じなければならないことを要求する。精神的または身体的損傷の用語にはその通常の意味が与えられるべきである。損傷の原因が証明される必要はなく、損傷が病気の結果である必要はない。多くの場合に、人が損傷を持つか否かの争いはない。損傷の影響が定義に該当するほど十分であるか否かそしてとくに影響が長期であるか否かについての反対がより多くありそうである。そうであるとしても、損傷の影響についての問題を処理することができる程度に人が損傷を持つか否かを決定することがときには必要である。

A4 人が同法の目的のために障害者であるか否かは、損傷が通常の日常活動を行うその者の能力に及ぼす影響に照らして一般的に決定される。これの例外は、重度の醜さを持つ者である。同法の目的のための損傷として資格を有する状態の徹底的なリストを提供することは可能ではない。そうする試みは、進んだ医学的知識として不可避免的に時代遅れになる。

A5 障害は以下であり得る広範な損傷から生じ得る。

- ・視力または聴力に影響するような感覚的損傷
- ・リウマチ性関節炎、筋痛性脳炎、慢性疲労症候群、結合組織炎、抑うつおよびてんかんのようの変動するまたは再発する損傷
- ・運動ニューロン疾患、筋ジストロフィー、認知症の形態のような進行性疾病
- ・全身性エリテマトーデスのような自己免疫の症状
- ・ぜんそくと血栓症、脳溢血、心臓疾患を含む心臓血管病のような呼吸器の状態を含む特定の器官
- ・自閉症、難読症、統合運動障害のような発達障害

- ・学習障害
- ・不安症、落ち込み、パニック障害、恐怖症または疎外感のような症状を持つ精神の健康状態。摂食障害。躁鬱病。強迫観念症。人格障害。外傷後ストレス症。何らかの自傷行動
- ・抑うつと統合失調症のような精神病
- ・脳を含む身体の傷害により作られたもの

A 6 身体的または精神的損傷として状態を分類することは常に可能であるわけではなく、必要ではない。損傷の重要な原因は証明しがたい。性質において身体的と精神的の双方である悪影響があり得る。そのうえ、主に身体的性質の影響が重要な精神的損傷から派生することがあり、逆もある。

A 7 たとえその原因が排除される状態の結果であるとしても、損傷がどのように原因から生じたかを検討する必要はない。たとえば、アルコールへの依存自体は同法の障害の定義の範囲から明示的に排除されるにもかかわらず、アルコール依存症の結果としての肝臓病は損傷と数えられる。検討することが重要であることは損傷の影響であり、その原因ではない—それが排除される状態ではない限り。

女性は肥満している。彼女の肥満自体は損傷ではないが、彼女の歩く能力に実質的に悪影響を及ぼす呼吸と動作の困難をそれは引き起こす。

男性は、彼の短期の記憶と国語力と基本的計算能力の水準に悪影響を及ぼす境界線の控えめな学習障害を持つ。たとえば、彼は元原稿を書くことができないが反対に既存の文章をゆっくり写すことはでき、そして彼は記憶から彼の住所を書くことができない。

検討されることが必要であるのは重要な状態自体よりもむしろこれらの損傷の影響である。

A 8 すべての損傷が容易に確認できるわけではないことを想起することが重要である。一部の損傷、とくに視覚的ものは確認することが容易であるが、直ちに明白ではない多くのものがある。たとえば一部の精神の健康状態と学習障害。

H I V感染、癌ならびに多発性硬化症の者

A 9 同法は、癌、H I V感染または多発性硬化症に罹っている人は障害者であると規定する。これは、その者が診療の点から効果的に同法により保護されることを意味する（附則1の6条）。

障害者とみなされる者

A10 同法は、通常の日常活動を行う能力に実質的にかつ長期の悪影響を及ぼす（または及ぼしそうである）損傷を持つことを証明しなければならないことなしに障害の定義を満たすとみなされる特定の人々を規定する。規則は、盲人、重度の視覚損傷、視覚損傷または一部視力としてコンサルタント眼科医により認証される者は障害を持つとみなされると規定する（附則1の7条）。

A11 A 9とA10により対象とされない損傷を持つ者は、自分が同法の下で障害を持つことを示すためにA 1で示された定義の要件を満たす必要がある。（しかし過去の障害を持つとみなされる一部の者の詳細についてA16とA17を見よ。）

定義からの排除

A12 特定の状態は同法の目的のための損傷とみなされない。これらは以下である。

- ・アルコール、ニコチンまたはその他の物質の依存または依存症（医学的に処方される物質の結果以外）
- ・それが別の状態の影響を悪化させる場合を除く季節性アレルギー性鼻炎として知られる状態（たとえば枯れ草熱）
- ・放火癖
- ・盗癖
- ・他人への身体的または性的暴行癖
- ・露出癖
- ・のぞき行為癖

A13 放火癖、盗癖、他人への身体的または性的暴行癖、露出狂またはのぞき行為癖がそれ自体損傷を構成しない場合に排除は適用される。これらの癖

が、同法の目的のための損傷の結果または表明として生じる場合にも排除は適用される。申し立てられた差別が排除された状態の結果であった場合、排除は適用されることになる。しかしながら、申し立てられた差別が排除される状態を生じさせた実際の障害にとくに関係した場合、排除は適用されないことになる。排除が適用されるか否かは、個々の事件のすべての事実に基づいて左右される。

若い男性は多動性障害（ADHD）を持ち、それ自体は露出癖と集中できないことを含む多くの点で表明する。その症状は、通常の日常活動を行う若者の能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす損傷として、同法の目的のための障害になる。

若い男性は彼の露出癖の結果として彼が経験する差別に関して同法の保護の権利を有しない。なぜならばそれは同法の下で排除される状態であるから。

しかしながら、集中できないことのような彼の状態の排除されない影響に関して彼が経験する差別に関して彼は保護される。たとえば、そのような影響の結果として要求される合理的調整の権利を彼は有する。

A14 排除される状態を持つ者が定義の要件を満たす同伴する損傷を持つ場合に、それでもなおその者は障害者として保護される。たとえば、アルコールのような物質に依存する者が、アルコール依存から生じる抑うつまたは肝臓疾患のような身体的損傷をも持つことがある。この者は単に依存症に基づいてはその定義を満たさないが、抑うつまたは肝臓疾患の影響の結果として依然としてその定義を満たすことができる。

A15 入れ墨（除去できない）、医学的ではなく身体に穴を開けることまたはそのような穴を開けることによる付属物から構成される醜さは、通常の日常活動を行うその者の能力に実質的な悪影響を及ぼさないとみなされる。

過去に障害を持った者

A16 同法は、第12部（運輸）の規定と190条（賃貸住宅の改良）を除いて、同法の規定はA1とA2に定義される障害を従前持った者に関するも適用されると定める（6条4項、附則1の9条）。これは、もはや障害者ではない

が過去に定義の要件を満たした者は、依然として同法により対象とされることを意味する。さらに過去の障害による取扱いの結果として衰弱させる影響を経験することを継続する者も保護される。

4年前に女性は、通常の日常活動を行う彼女の能力に実質的かつ長期の悪影響を及ぼす精神病を経験したので、それは同法の障害の定義を満たした。彼女はその状態の再発を経験していないが、彼女の過去の精神病を理由に彼女が差別される場合には、過去の障害を持つ者として、彼女は依然として同法により与えられる保護の権利を有する。

A17 過去に障害を持ったとして同法の下で扱われる者の特殊な場合は、1995年1月12日と1996年12月2日に1944年障害者（雇用）法の規定の下で障害者登録にその名前が搭載された者である。1995年障害者差別禁止法は、そのような人々は過去に障害を持ったとして扱われると規定し、そのような規定が守られた結果、それらは2010年平等法の目的のために依然として適用される。

B 実質的であること

人が同法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、場合の十分な事情に左右される。すなわち、通常の日常活動を行うことに対する人の損傷の悪影響が実質的かつ長期であるか否か。

「実質的悪影響」の意味

B1 通常の日常活動に対する悪影響が実質的なものであるべきである要件は、人々の中に存在する能力の通常の違いを超える制限としての障害の一般的理解を反映する。実質的影響は、小さいまたは些細な影響を超えるものである。これは、212条1項で同法に定められる。この条文は、「実質的」が意味するものをいっそう詳細に見る。「通常の日常活動」により意味されるものを検討するDと一緒にそれは読まれるべきである。

活動を行うことにかかる時間

B2 損傷を持つ者が通常の日常活動を行うことにかかる時間は、その損傷の影響が実質的であるか否かを評価する際に、検討されるべきである。その

損傷を持たない者が活動を完遂することにかかる時間とそれは比較されるべきである。

10歳の子どもは脳性小児麻痺を持つ。影響は、筋肉の硬直、バランスの悪さと統一が取れない動きを含む。その子どもは依然として自分自身のためのほとんどのことを行うことができるが、非常に容易に疲労し、飲食すること、洗うことそして着替えることのような作業を成し遂げることが困難である。彼はこれらのような日常活動を行う能力を有するが、脳性小児麻痺を持たない同様な年齢の子どもと比較してあらゆることに非常に多くの時間がかかる。これは、実質的悪影響になる。

活動が行われる方法

B 3 損傷の影響が実質的であるか否かを評価する際に検討されるべきである別の要素は、その損傷を持つ者が通常の日常活動を行う方法である。その者がその活動を行うために予測される方法とその損傷を持たない者として比較が行われるべきである。

強迫観念症を持つ者は、電気器具のスイッチが切られることと外出する際に扉の鍵が掛けられることを一貫して点検し再点検する。その症状を持たない者は、通常、これらの頻繁な点検を行わない。一貫して点検し再点検する必要は、実質的悪影響を及ぼす。

損傷の累積的影響

B 4 損傷は、別々に特定の日常活動を行う人の能力に実質的悪影響を及ぼさないかもしれない。しかしながら、一緒になったときに複数の活動に対する損傷の影響が全般的に実質的悪影響をもたらしうるか否かを検討することが重要である。

B 5 たとえば、その損傷が呼吸困難を引き起こす者は、その結果、洗面と着替え、散歩または公共交通機関での移動のような多くの活動を行う能力に対する小さい影響を経験する。しかし一緒になると、累積の結果は、これらの通常の日常活動を行う人の能力への実質的悪影響になる。

抑うつ男性は、最も単純な任務または決定すら極めて困難に見えるよう

にするエネルギーと動機の損失を含む一定範囲の症状を経験する。彼は、朝起きること、洗面し着替えること、朝食を準備することが困難であると認める。彼は忘れやすく事前に計画を立てることができない。その結果、再び買い物に行くことを考える前に彼はしばしば食品を切らす。家事は頻繁に行われないかまたは完遂するのに通常よりも非常に時間がかかる。一緒になって、影響は、通常の日常活動を行うことに実質的悪影響を及ぼす損傷になる。

B 6 人は複数の損傷を持つことがあり、そのいずれも単独では実質的影響を及ぼさない。そのような場合に、損傷が一緒になって通常の日常活動を行うその者の能力に全般的に実質的影響を及ぼすか否かが考慮に入れられるべきである。たとえば、身体的統一性に影響する小さい損傷と動作に影響する消すことができないが小さい脚の傷は、一緒になると、特定の通常の日常活動を行うその者の能力に実質的影響を及ぼす。その影響が長期か否かを決定する際に複数の損傷の累積的影響も考慮に入れられるべきである。

人は穏やかな学習障害を持つ。これは、彼の情報の同化がその損傷を持たない者のそれよりも僅かに遅いことを意味する。彼はまた、特定の言葉を発音する彼の能力に僅かに影響する穏やかな言語機能の損傷を持つ。いずれの損傷もそれ自体では実質的悪影響を及ぼさないが、一緒になった損傷の影響は、彼の会話する能力に実質的悪影響を及ぼす。

行動の影響

B 7 どの程度人が、通常の日常活動への損傷の影響を防止または減少させるために、たとえば対処または回避の戦略の利用により、その行動を修正することを合理的に予測されることができのかが考慮されるべきである。幾つかの場合に、対処するまたは回避の戦略は、損傷の影響がもはや実質的ではなく、その者がもはや障害の定義を満たさない程度まで損傷の影響を変更することになる。その他の場合に、対処または回避の戦略によっても、依然として通常の日常活動の遂行への悪影響がある。たとえば、アレルギーを理由に特定の物質を回避する必要がある者は、食べることの日常活動が実質的に影響を受けることを見出す。損傷がその者の通常の日常活動を遂行する能

力に実質的な悪影響を及ぼすことを止めるような方法で人が行動すると合理的に予測されることができる程度が考慮されるべきである。

行動の修正を考慮する際に、慢性的な背中への痛みを持つ者がスキーのような極端な活動を避けると予測することは合理的になる。買い物や公共交通機関の利用のような症状を悪化させることになるいっそう通常の活動を人が放棄するまたは修正することを予測することは合理的にはならない。

B 8 同様に、恐怖症を持つ者がその状態を悪化させる極端な活動や状況を回避すると予測することは合理的になる。その症状を悪化させる通常の活動をその者が放棄するまたは修正することを予測することは合理的にはならない。

高所恐怖症（パニック症状を誘発することができる高いところの極端な恐怖）を持つ者は、エッフェル塔のような極めて高い建物の頂上を回避すると合理的に予測されるが、すべての多層階の建物を回避するとは合理的に予測されない。

B 9 たとえば、痛み、疲労または社会的困惑の原因となるものを行うことを人が回避する、またはエネルギーと動機の喪失を理由に物事を行うことを人が回避する場合をも考慮されるべきである。回避戦略を採用した者は障害者ではないと結論することは合理的にはならない。人が障害の定義を満たすか否かの問題を決定することにおいて、人ができない、または困難がなければできない物事を検討することが重要である。

精神保健状態を管理するために、パニック症状を経験する女性は、ラッシュの時間の移動のストレスを回避することができる場合に、通勤のような日常任務を彼女は管理することができることを見出す。

彼女が障害の定義を満たすか否かを決定することにおいて、そのような制限を彼女の労働と個人的生活に置くことを彼女に予測することが合理的である程度に検討が与えられるべきである。

B10 一部の場合に、人々は、特定の事情において働くことを止める対処または回避戦略を持つ（たとえば、難読症を持つ者がストレスの下に置かれる

場合)。損傷の影響を管理する人の能力が低下する結果、その影響がときには依然として再発することが可能である場合、その損傷の影響を評価する際に、この可能性を考慮に入れなければならない。

環境の影響

B11 環境的条件は、損傷の影響を悪化させるまたは緩和させることがある。温度、湿度、照明、昼または夜の時間、どの程度人が疲れているか、もしくは人がどのくらいのストレスの下にあるかのような要素は、その影響に影響することがある。損傷の悪影響が実質的であるか否かを評価する際に、そのような環境的要素が個別的にまたは集積的にその影響に影響する見込みの程度も、したがって、検討されるべきである。特定の環境において損傷が少ない実質的影響を持つ事実は、日常活動に対する全般的な実質的悪影響を損傷が持つことを必ずしも妨げない。

女性は過去3年間リューマチ様関節炎に罹っている。通常の日常活動を遂行する彼女の能力へのその影響は、天候条件により変動する。天候が冷たく湿っている秋と冬の数か月間その影響はとくに悪い。夏の数か月間は症状は穏やかである。関節炎の全般的な影響と、歩く、家事を行う、体を洗うと着替えることのような日常活動を遂行する彼女の能力に関節炎が実質的悪影響を及ぼす程度を検討することが必要である。

処置の影響

B12 損傷が処置や矯正を受ける場合に、その処置や矯正による以外に、損傷が実質的悪影響を及ぼす見込みがある場合に、損傷はその影響を及ぼすとみなされると平等法は規定する。この文脈で、「見込みがある」は、「十分に起こりうる」を意味すると解釈されるべきである。この規定の実際的効果は、問題の措置がないと損傷が及ぼすことになる影響を及ぼすと損傷がみなされるべきであることである（附則1の5条1項）。これらの目的のために無視される処置や矯正は、とくに医学的処置と人工器官その他の補助の利用を含むと平等は定める（附則1の5条2項）。この文脈で、医学的処置は、薬物療法に加えて、カウンセリング、特定の食事療法に従う必要およびセラピー

のような処置を含む。

B13 たとえ措置が影響が完全に統制されているまたは全く現れない結果をもたらすとしてもこの規定は適用される。処置が継続している場合、それは障害を隠すまたは改善する効果を持つ結果、障害は実質的悪影響を及ぼさなくなる。そのような処置の最終的結果が決定することができないまたは医学的処置の除去が再発または状態の悪化を招くことが知られている場合、附則1の5条に従って医学的処置を無視することが合理的になる。

B14 たとえば、聴覚損傷を持つ者が補聴器を着ける場合その者の損傷が実質的悪影響を及ぼすか否かについての問題は、補聴器がない聴力水準が何であるかに照らして決定されるべきである。同様に、治療または食事療法により統制されている糖尿病の患者の場合に、その者がその治療を行っていないまたは要求された食事療法に従っていない場合にその状態の影響が何であるかに照らして決定されるべきである。

長期の抑うつがカウンセリングによる処置を受けている。その処置の効果は、その者が買い物や通勤のような通常の日常活動を行うことをその者に可能にすることである。処置の効果が無視される場合、その者の損傷は、通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼすことになる。

B15 視覚損傷が眼鏡やコンタクトレンズにより矯正できる程度までこの規定は視覚損傷に適用されないと平等法は定める（附則1の5条3項）。換言すると、検討される通常の日常活動を遂行する能力に対する唯一の影響は、眼鏡やコンタクトレンズが利用される際に残る（またはそれらが利用されたとしても残るであろう）影響である。これは、眼鏡やコンタクトレンズではない視力を矯正する工夫の利用を含まない。

B16 継続する医学的処置の効果が、一時的改善よりもむしろ永続的改善を生み出す場合について考慮がなされるべきである。処置の結果として、損傷が実質的悪影響を及ぼすことを止めるか否かを検討することが必要である。たとえば、肺炎を悪化させる者は、抗生物質の投与を含む処置のために入院することができる。

B17 しかしながら、それがなければ障害の定義を満たすことになる状態を治癒する処置を人が受ける場合、その者は、過去に障害を持った者として平等法により保護されることになる。

進行する症状

B18 時間の経過で重度を増す効果を持つ症状である進行する症状は、附則1の8条に定められる特別規定に服する。これらの規定は、進行する症状の者は、損傷が実際にその影響を及ぼす前に、通常の日常活動を遂行するその者の能力に実質的悪影響を及ぼす損傷を持つとみなされると規定する。

B19 将来、通常の日常活動を遂行するその者の能力に及ぼされる悪影響が実質的になる見込みがある限り、進行する症状がもたらす何らかの損傷が何らかの悪影響を最初に及ぼした瞬間から実質的悪影響を及ぼす損傷を持つと進行する症状を持つ者はみなされることになる。症状の見込まれる影響の予後は、この規定の下の保護を照明するための通常の経路になる。影響は、継続的である必要はなく、実質的である必要はない。損傷が定義の長期の状態を満たすことを証明することをその者は依然として必要とする（附則1の2条）。

B20 特別規定が適用される進行する症状の例は、全身性エリテマトーデス（SLE）、多様な種類の認知症、および運動ニューロン病を含む。しかしながら、このリストは、徹底的ではない。

8歳の少年は、筋肉の痙攣と何らかの弱さを経験している。その影響は現在は極めて小さいが、彼は、筋ジストロフィーに罹っていると診断された。究極的に結果的な筋肉の弱さは、歩く、走るおよび階段を上る彼の能力に実質的悪影響を引き起こすことになるかと予測される。現在は、実質的悪影響はないにもかかわらず、筋ジストロフィーは進行する症状であり、その影響が実質的な見込みがあることが証明されることができる場合、附則1の8条の特別規定の下の平等法の保護についてこの子どもは依然として権利を有することになる。

女性が関節に穏やかな鈍痛と痛みを経験していると彼女のGPに訴えた後

で彼女は全身性エリテマトーデスと診断された。彼女はまた、インフルエンザに似た症状の一般的な不快を感じていた。当初の症状は、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼさない。しかしながら、SLEは、影響が悪化する進行する症状である。その症状は永年に亘り発生し進行し、そして将来は影響は実質的になり、重度の関節痛、炎症、凝りおよび皮膚の発疹を含むと彼女は助言された。その影響が実質的になる見込みがあることが証明されることができると限り、進行する症状に関する特別規定により彼女は対象とされることになる。彼女はまた、平等法により保護されるために定義の「長期」の条件を満たすことが必要になる。

B21 平等法は、癌、HIVおよび多発性硬化症の進行する症状の1つを持つ者が、彼らとその症状を持つ時点から、すなわち診断から効果的に障害者であると規定する。

B22 B19において示されたように、進行する症状を対象とする特別規定を適用させるためには、通常の日常活動を遂行する人の能力への何らかの悪影響のみが存在する必要がある。それは、実質的悪影響である必要はない。進行する症状を持つ者が（たとえば手術により）処置が成功する結果もはやいかなる悪影響も存在しない場合には、特別規定は適用されないことになる。しかしながら、処置がすべての悪影響を除去しない場合にはその規定は依然として適用される。加えて、処置が当初の症状を首尾良く扱うがその他の悪影響を招く場合にはその規定は依然として適用されることができる。

男性は、進行する制御できない潰瘍性大腸炎を理由に結腸を除去する手術を受ける。手術は、大腸炎からの悪影響を彼がもはや経験しないことをもたらし。しかしながら、彼の腸の活動が衛生器具によって制御することができるのみであることを意味する人工肛門を彼は必要とする。

器具のこの必要は、通常の日常活動を行う彼の能力に実質的に影響を及ぼし当初の損傷から生じる悪影響として考慮に入れられるべきである。

B23 進行する症状を持つ者が通常の日常活動を遂行するその能力に実質的悪影響を及ぼす損傷を持つとみなされると規定する附則1の8条の目的に何

からの処置の効果が適格であるか否かは、個別の事例の事情に左右されることになる。

重度の醜さ

B24 平等法は、損傷が重度の醜さから構成する場合、通常の日常活動を遂行する人の能力に実質的悪影響を及ぼすとそれはみなされると規定する。そのような影響を示す必要はない（附則1の3条）。

たき火事故の結果、女性は顔に重大な傷跡を持つ。女性はその外見を非常に意識するので傷跡を覆うために肌を隠蔽するものを利用する。彼女は、公共交通機関とスーパーマーケットを含む人混みと明るい照明を避け、そして家族以外の者がその跡に気付いてそれについて彼女に質問するので、彼女は家族以外の者と交わらない。

これは、実質的悪影響になる。しかしながら、平等法は、彼女の醜さがこの影響をどのように及ぼすかを証明することを彼女に要求しない。なぜならば重度の醜さは通常の日常活動を遂行する人の能力に実質的悪影響を及ぼすとみなされると平等法は規定するから。

B25 醜さの例は、傷跡、出産斑、四肢または姿勢の変形（制限された身体発達を含む）もしくは皮膚病を含む。重度の評価は、醜さの性質、規模および顕著さのような要素を考慮に入れることを含む醜さの程度の問題に主になる。しかしながら、問題の醜さがどこにあるかを考慮に入れることが必要になる（たとえば、顔に対して背中）。

B26 規則は、（削除されていない）入れ墨から構成する醜さは、重度の醜さとして考えられないと規定する。また、ピアスを通して付着されるものを含む化粧目的の身体のピアスも排除される。

C 長期間

この部分は、隔絶して読まれるのではなくA、B、Dと一緒に検討されなければならない。人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、事件の全部の事情に左右されることになる。すなわち、通常の日常活動を遂行することへの人の損傷の悪影響が実質的かつ長期であるか否か。

「長期の影響」の意味

C 1 平等法は定める。人が障害者であるか否かを決定する目的のために、損傷の長期の影響は、以下である。

- ・最低12か月間継続している。または
- ・それが継続する合計期間が、最初の到来の時から、最低12か月間継続する見込みがある。もしくは
- ・影響を受ける者の存命期間継続する見込みがある（附則1の2条）。

変動するまたは再発する影響を及ぼす損傷の影響が長期であるか否かを決定する際に特別規定が適用される。また、障害者とみなされる者は、長期の要件を満たす必要はない。

C 2 障害者の定義を満たす目的のために人が長期の影響を経験しているか否かを決定する際に、関係する損傷の蓄積的影響を考慮に入れるべきである。別の損傷から発展するまたは発展する見込みがある損傷の実質的影響が最低12か月間または影響を受ける者の存命期間継続しているまたは継続する見込みがあるか否かを決定する際に、その影響を考慮に入れるべきである。

男性は、不安症を経験した。これは、社会的接触を行い特定の場所を訪問する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。その病気は8か月間継続し、彼がもはや自宅を離れるまたは出勤することができない影響を及ぼす抑うつに発展した。抑うつは5か月間継続した。悪影響が継続した合計期間は12か月を超えたので、障害の定義の長期の要素は満たされた。

人が長期間にわたり、2つの別々の無関係な状態、たとえば肺の感染症と足の傷害から生じる悪影響を経験する。これらの影響は、集合されるべきではない。

「見込み」の意味

C 3 以下を決定する際に「見込み」の意味が関係する。

- ・損傷が長期の影響を及ぼすか否か（附則1の2条1項）
- ・損傷が再発する影響を及ぼすか否か（附則1の2条2項）
- ・進行する症状の悪影響が実質的になるか否か（附則1の8条）

・ 損傷の影響が処置または行動により制御または矯正される場合に平等法の目的のために損傷はどのように扱われるべきか

これらの文脈で「見込み」は、それが十分に起こりうることを意味すると解釈されるべきである。

C 4 影響が12か月間継続する見込みを評価することにおいて、申し立てられた差別が行われた当時の事情を考慮に入れるべきである。この見込みを評価することにおいてその当時以降に起きるものは関係がなくなる。個人へのそのような影響の典型的な長さとの個人に特有の関係する要素（たとえば、一般的な健康状態または年齢）双方をも考慮に入れるべきである。

再発するまたは変動する影響

C 5 平等法は定める。通常の日常活動を遂行する人の能力に損傷が実質的悪影響を及ぼしたがその影響が停止する場合、それが再発する見込みがある場合に限って影響は継続するとみなされ。（人が過去に障害を持ったか否かを決定する際に、問題は、実質的悪影響が実際に再発したか否かである。）散発的にまたは短期間のみ再発する影響を持つ状態は、「長期」の意味において、平等法の目的のための損傷として依然適格であることができる（附則1の2条2項）。

C 6 たとえば、リウマチ性関節炎の者は、最初の発症後の数週間実質的悪影響を経験するがそれから鎮静期間を持つ。B11の例も見よ。実質的悪影響が再発する見込みがある場合、影響はあたかも継続するとみなされる。最初の発症後12か月を超えて影響が再発する見込みがある場合、影響は長期とみなされる。12か月を超えて再発しうる影響を持つその他の損傷、または影響が散発的になりうる場合は、統合失調症、躁鬱病そして特定の種類の抑うつのような精神保健状態とならんでメニエール病やてんかんを含む。もっともこれは、徹底的なリストではない。再発するまたは変動する一部の損傷は、影響がいつそう一定するその他の損傷の場合よりも関係する個人への影響において余り明白ではないことがある。

若い男性は、躁鬱病に罹る。抑うつ再発する形態。この最初のエピソード

ドは数か月に1度と13か月間のうち2度起きた。第2のエピソードは、13か月目に起きた。この男性は、長期の意味に関して定義の要件を満たすことになる。なぜならば最初の発症後12か月を超えて悪影響が再発し、したがってその全期間（この場合には13か月間）に継続するとみなされる。

対照的に、女性は、10か月間に抑うつ2つの連続しないエピソードを持つ。1か月目に彼女は失業し6週間継続する抑うつ期間を持つ。9か月目に彼女は死別を経験し8週間継続する抑うつ追加のエピソードを持つ。たとえ彼女が抑うつ2つのエピソードを経験したとしても彼女は平等法により対象とされない。これは、この段階では、彼女の損傷の影響が最初の発症後12か月を超えて継続しておらず、12か月目を超えて再発する見込みがある抑うつ重大な状態の一部がこれらのエピソードである証拠がないからである。

しかしながら、2つのエピソードが、その影響が12か月目を超えて再発する見込みがある抑うつ重大な状態から生じたことを証明する証拠がある場合、彼女は、長期の要件を満たすことになる。

C7 定義の「長期」の要素が満たされるか否かを決定することに関して考慮されている期間を通して影響が同一である必要はない。影響がその期間を通してたとえ同一ではなくても人は定義の長期の要素を満たすことができる。影響は変化しうる。たとえば、当初非常に困難である活動が十分に多くの程度まで可能になることがある。影響は、一時的に消滅さえする。または通常の日常活動を遂行する能力へのその他の影響は発展し、当初の影響は完全に消滅しうる。

人はメニエール病に罹る。これは、彼が時々穏やかな耳鳴を経験することをもたらし、それは通常の日常活動を遂行する彼の能力に悪影響を及ぼさない。しかしながら、それはまた、数か月毎に重大な聴覚の喪失の一時的期間を生じる。聴覚の喪失は、会話を行うまたはラジオやテレビを聞く彼の能力に実質的に悪影響を及ぼす。彼の状態は、この悪影響を継続的に及ぼさないにもかかわらず、それは長期の要件を満たす。なぜならば彼が損傷を発展さ

せた後12か月を超えて再発する見込みがある実質的悪影響をそれが及ぼすから。

C 8 季節性アレルギー性鼻炎（たとえば枯れ草熱）が既存の症状の影響を悪化させる場合を除き規則はとくにそれを排除する。たとえば、これが、喘息の場合に起こりうる。

再発の見込み

C 9 再発の見込みは、事案のすべての事情を考慮に入れて検討されるべきである。これは、その者が再発を防止するために行うと合理的に予測することができるものを含むべきである。たとえば、その者は、損傷がそのような影響を及ぼすことを妨げる措置を講じると（たとえば、その者がアレルギーを持つ物質を避けること）合理的に予測される。これは、一部の物質には不合理に困難になる。

C10 加えて、人が損傷の影響を制御するまたは対処することができる方法は、常に成功するわけではないことがありうる。たとえば、これは、回避の方途が維持することが困難である、またはそれ自体日常活動を推古する能力に悪影響を及ぼすから、もしくはその者が不慣れな環境にいるからである。制御が中断する見込みが増加する場合、再発が起こる見込みが多くなる。再発の見込みを評価する際にその可能性を考慮に入れるべきである。

C11 医学的その他の処置が症状を恒久的に治癒し、したがって損傷を除去する結果、たとえ追加の処置がなくてもその影響の再発が起こりそうにない場合、そのような影響の再発の見込みを検討する際にこれは考慮に入れるべきである。しかしながら、処置が再発を単に遅らすまたは防止し、処置が止まる場合に再発する見込みがある場合、その処置は無視され、その影響は再発する見込みがあるとみなされる。

過去の障害が長期であったか否かの評価

C12 かつて定義の障害を持った者は、たとえそれから回復したまたは影響が実質的に満たなくなったとしても差別の一部の形態から保護されると平等法は規定する。過去の状態が障害か否かを決定することにおいて、その影

響が最初の発生後12か月間以上継続する、または再発が起きるもしくは最初の発生後12か月間以上継続する場合にその影響は長期と考えられる。

女性が、彼女の食べる能力を有意に制限する消化の状態と診断された。彼女は、1年にわたりその状態のための医学的処置を受けたが、最終的にその状態を治癒する手術を要求した。その状態の影響は12か月以上継続し、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼしたので、その状態は平等法の障害の定義を満たした。

女性は、過去の障害を持つ者として平等法の保護の権利を有する。

D 通常の日常的活動

本節は、隔絶して読まれるべきではなくA、BとCと一緒に考慮されなければならない。人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、事案のすべての事情に左右される。すなわち、通常の日常活動の遂行に対する人の損傷の悪影響が実質的かつ長期であるか否か。

D1 平等法は、人の損傷と通常の日常活動を遂行するその者の能力に損傷が実質的悪影響を及ぼすか否かを見る。

「通常の日常活動」の意味

D2 平等法は、「通常の日常活動」とみなされるものを定義しない。日常活動の徹底的なリストを提供することは可能ではない。もっともここではこの問題に関する指針が与えられ、通常の日常活動を遂行する能力に実質的悪影響を損傷が及ぼすとみなすことが合理的である、そして合理的ではない場合の説明事例が付録で示される。

D3 一般的に、日常活動は、人が規則的または毎日に行うものであり、例は、買い物、読み書き、会話をするまたは電話を利用する、テレビを視る、体を洗うまたは着替える、食事を準備して食べる、家事を行う、歩くそして多様な交通手段により出かける、そして社会活動に参加することを含む。通常の日常活動は、一般的な労働に関係する活動、同僚との相互作用のような勉強と教育に関係する活動、指示に従うこと、コンピュータを利用すること、運転、面接する、書類を準備する、時間割または交代制に従うことを含む。

男性が小規模小売店で働く。彼の任務は、倉庫の在庫の管理、対面と電話による顧客と供給者との対応そして1日の終わりに閉店することを含む。職務のこれらの要素のそれぞれは、損傷により悪影響を受けうる通常の日常活動とみなされることになる。

D4 「通常の日常活動」の用語は、特定の者または小規模なグループにとってのみ通常である活動を含むことを意図しない。活動が通常の日常活動であるか否かを決定する際に、どの程度の毎日または頻度でそれが人々によって遂行されるかを考慮するべきである。この文脈で、「通常」は、その普通の毎日の意味を与えられるべきである。

D5 通常の日常活動は、大多数の人々により遂行されるものでは必ずしもない。たとえば、母乳で育てるまたは化粧をすることのような特定のジェンダーの人々のみにより、またはいっそう支配的に一部の活動が遂行され、したがってほとんどの人々にとって通常であるということとはできないことが可能である。それでもなおそれらは、通常の日常活動であると考えられる。

D6 また、活動が通常の日常活動であるか否かは、1日の特定の時間にそれが遂行されることがいっそう通常であるか否かにより決定されるべきではない。たとえば、起床と着替えは、通常は朝と結びつく活動である。それらは、夜勤で働く労働者により1日の非常に遅く遂行されるが、それらは依然として通常の日常活動であると考えられる。

D7 通常の日常活動を遂行する6歳以上の子どもの能力を考慮する際に、類似の年齢の者にとって通常である達成水準を考慮に入れることが必要である。

特別の活動

D8 活動自体が高度に特別であるまたは達成の高度に特別の水準を含む場合、それらは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない。一部の場合に労働に関係する活動は、高度に特別であるので、それらは通常の日常活動であるとはみなされない。

時計の修理職人は高度に特別な道具により繊細な仕事を遂行する。これは、

繊細な仕事を遂行する彼の能力を制限する。もっともいっそう実質的な道具を使用する一般的な家の修繕のような活動を彼は遂行することができる。

繊細な仕事は彼の職業にある者にとって通常の労働活動であるにもかかわらず、それは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない。

D9 同じことは、達成の高い水準で楽器を演奏する、非常に特殊な技能または能力の水準が要求される活動に参加する、またはプロのサッカー選手や運動家にとって要求されるような能力の高い水準で特定のスポーツを行うようなその他の特別の活動に当てはまる。活動が高度に特別な技能または達成の水準を含む場合、それらは、ほとんどの人々にとって通常の日常活動であるとはみなされない。

女性が高度な水準でピアノを演奏し、しばしば演奏会に参加する。彼女は手首の手根管圧迫症候群を悪化させた。これは、彼女がピアノを演奏することを妨げないが、彼女はそのような高度な水準を達成することができない。

この制約は、通常の日常活動に悪影響を及ぼさない。なぜならば、そのような特別な水準でピアノを演奏することは、ほとんどの人々にとって通常ではないから。

D10 しかしながら、多くの種類の特別の労働に関係する活動その他の活動は、損傷により悪影響を受けうる通常の日常活動を依存として含むことになる。たとえば、座る、立ち上がる、歩く、走る、言葉を交わす、書く、運転する、コンピュータのキーボードや携帯電話のような日用品を使用する、電気掃除機のような日用品を持ち上げるまたは運ぶことのような通常の活動をそれらは含むことになる。

上記の時計の修理職人の仕事も請求書を準備する、計算する、毎日の売上高を記録することを含む。これらは、通常の日常活動である。彼の腱鞘炎の影響は、時間の経過で重度を増し、彼の両手の動きの大きな制約をもたらした。その結果、これらの通常の日常活動を遂行する実質的困難を彼は経験する。

通常の日常活動を遂行する能力への悪影響

D11 この節は、通常の日常活動を遂行する人の能力がその者の損傷の影響により制約されることになるか否かを決定する際に考慮に入れるべきであるものに関する指針を提供する。与えられる例は、純粹に説明的であり、規範的または徹底的なリストと考えられるべきではない。

D12 付録では、通常の日常活動を遂行する能力への悪影響を実質的とみなすことが合理的である事情について例が与えられる。加えて、その影響を実質的とみなすことが合理的ではない事情について例が与えられる。これらの例で、述べられる影響は、あたかもそれが損傷の唯一の影響であるように考えられるべきである。

D13 通常の日常活動への実質的悪影響とみなすことが合理的である、そして合理的ではないものの例は、指標であり、基準ではない。人が掲げられた行動を行うことができる場合、その者は実質的悪影響を経験しないことを例は意味しない。その者は、その他の活動に関して影響を受けることがあり、そして代わりにこれは実質的影響を指摘することになる。別に、その者は、多くの別々の活動において僅かに影響を受けることがあり、累積的影響は実質的悪影響になりうる。

D14 この節の例は、医学的その他の処置の影響を無視することを含むA、B、Cで述べられた多様な要素が認められる場合に発生する影響を述べる。

D15 この節の例の一部は、どのように悪影響が身体的または精神的損傷から生じるかを示す。損傷の両方の種類の説明が与えられる場合、損傷の1種類のみがその特定の影響をもたらしうることを意味しない。身体的損傷は、精神的影響をもたらすことができ、精神的損傷は、身体的表徴を持つことができる。

・身体的損傷を持つ者は、痛みまたは疲労を理由に、精神的プロセスを含む通常の活動を遂行することに困難を経験する。

ジャーナリストは、彼女に有意の痛みを引き起こす重度の偏頭痛を再発させる。その痛みにより、彼女は、原稿を書くことに集中を維持することと縮

切に間に合うことが困難である。

・精神的損傷または学習障害を持つ者は、身体的活動を含む通常の日常活動を遂行することに困難を経験する。

重度の不安症と広場恐怖症の症状を持つ若い男性は、月に数回以上外出することはできない。これは、彼が外部の空間にいることを恐れ、劇場やレストランのような場所が混雑すると彼はそこにとどまることができないことを意味するパニック障害になるからである。

これは、社会的活動のような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

女性はダウン症に罹り、彼女に馴染みのある地域のバス路線を理解することができるのみである。彼女は迷い、援助なしで自宅への帰路を見出すことができないので、彼女はその他の路線で同伴なしに乗車することはできないことをこれは意味する。

これは、公共交通機関を利用する通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

D16 通常の日常活動はまた、人的福祉を維持するまたは人的安全もしくは他人の安全を確保するために要求される活動を含む。食べる、飲む、眠る、暖めるまたは身体を清潔に保つことのような基本的機能を遂行するまたは放棄するもしくはその者または他の者を危険にする行動を示す傾向にその者があるか否かに損傷の効果が影響を及ぼすか否かが考慮されるべきである。

女性は、拒食症、摂食障害に2年間罹り、彼女の損傷の影響は、食べる通常の日常活動を遂行する彼女の能力を制約する。

男性は5年間統合失調症に罹る。この損傷の影響の1つは、彼の身体的安全に危険をもたらす活動について適正な判断を行うことができないことである。たとえば、自動車が来ている場合彼は注意しないで道路を歩くことになる。

これは、道路を安全に横断する通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

D17 一部の損傷は、通常の日常のコミュニケーション活動を遂行する人の能力に悪影響を及ぼす。たとえば、人が通常の数とリズムで明確に話し、その者の母国語で他の者が通常に話すことを理解することができるか否かにそれらは悪影響を及ぼす。一部の損傷は、手話や顔の表情のような人間の非実際的情報や非言語コミュニケーションを理解する人の能力に悪影響を及ぼしうる。そのような要素がどのように通常の日常活動に悪影響を及ぼしうるかを考慮に入れるべきである。

6歳の少年男子は、話し学校の友人と教師を含むその他の者に彼自身を明確にする能力に悪影響を及ぼす言語行動不全に罹る。

女性は双極性障害に罹る。彼女の発言は、ときどき過激で不合理になり、彼女が言っていることをその他の者が理解することを困難にする。

男性は子どもの時からどもりを持つ。彼はいつでもどもるわけではないが、彼のどもりは、とくに電話の通話で、その損傷を持たない人々の会話で認められる頻度の時間的経過を超える。しかしながら、この影響は、彼の回避戦略によりしばしば隠される。彼がどもると考える場合彼は電話を掛けることや取ることを避けようとする、または彼は通話中に多くを話さない。彼は時々、言葉を代える、または余分な言葉や文句を挿入することによりどもることを避けようとする。

これらの場合に通常の日常のコミュニケーション活動を遂行する人の能力に実質的悪影響がある。

男性は、自閉症の形態、アスペルガー症候群に罹る。彼は、顔の表情のような非言語コミュニケーションや冗談のような非実際的コミュニケーションを理解することが困難であることを見出す。彼は、非常に文字通りに言われることは何でもする。彼は上司からからかわれて言葉による指示を与えられるが、その指示を理解する彼の能力は損なわれる。なぜならば、彼は、社交的会話と指示を隔絶することができないから。

これは、通常の日常のコミュニケーションを遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

D18 人の損傷は、彼らの動きを統合する、薬缶、買い物袋、財布または短期旅行用の鞆のような日用品を運ぶもしくは装置の標準的な道具を利用する能力を要求する日常活動に悪影響を及ぼすことがある。

統合運動障害に罹る若い男性は、身体の動きを統合することが困難なことを含むある程度の影響を経験する。彼は頻繁にカップと飲み物の瓶を壊し、食べ物を落とさないで食べ物の盆を掲げながら歩くような同時に2つの活動を結合することができない。

これは、飲むと食べるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

軟骨形成不全の男性は、彼の身体の残りに不釣り合いな規模である異常に短い身長と腕を持つ。彼は掃除機のような日用品を持ち上げることが困難であり、彼は段がないと標準の高さの流しや洗面台に届くことができない。

これは、掃除、洗顔や手洗いのような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

D19 人の損傷は、することを覚える、考えをまとめる、一連の行動を計画しそれを実行する、新しい知識を得るそして話されるまたは書かれた情報を理解するような側面を含む通常の日常活動を遂行する能力に悪影響を及ぼすことがある。これは、人が認知の困難があるまたは損傷を持たない者よりも有意にいっそう遅くすることを学習するか否かを検討することを含む。

双極性障害に罹る女性は、容易に取り乱す。作業から一定して散らされることなくサンドイッチを作るまたは様式に書くような活動を遂行することに集中することが彼女は頻繁にできないことをこれはもたらす。その結果、その障害を持たない者がこれらの種類の作業を完成させるよりも有意に長く彼女はかかる。

したがって通常の日常活動への実質的悪影響がある。

環境的影響

D20 環境的条件は、通常の日常活動を遂行する人の能力に損傷がどのように影響を及ぼすかに影響することがある。何らかの環境的影響の水準と性質

に検討が与えられるべきである。ほとんどの人々が悪影響なしに活動を遂行することができるような範囲と種類に環境的影響が入るか否かが考慮に入れられるべきである。たとえば、背景の騒音や照明がほとんどの人々が適正に聞くまたは見ることができる種類または水準であるか否か。

女性は、通常の会話を聞くまたは理解することを困難にする耳鳴りを持つ。列の彼女の背後の2人が同時に会話している場合、スーパーマーケットの会計係が話していることを彼女は聞いて反応することができない。

これは、会話に参加する通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

男性は、網膜色素変性、網膜に影響する遺伝性の病気に罹る。男性は、貧弱な照明で見ることが困難で、彼の視野の著しい制約を経験する（トンネル視覚と言及される）。その結果彼が慣れない環境にいる場合彼はよく家具と扉にぶつかり、彼が非常に照明がいいところにいる場合に彼が読むことができるのみである。

これは、映画館や照明が暗いレストランに出かけるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

D21 その特定の環境の外部でも通常の日常活動を遂行する能力に悪影響があるか否かに検討が与えられるべきである。

男性は、化学ガスが彼の呼吸困難を引き起こす工場で働く。彼は、職業性喘息と診断される。これは、彼が職場にいる間に実質的悪影響を及ぼす。なぜならば、彼がそのガスの曝露を受けるところで労働することはできないから。

労働以外の状況においても彼は一般的な能力の発揮の困難を見出す。これは、寝具を代えるような通常の日常活動を遂行する彼の能力に何らかの悪影響を及ぼす。

彼がガスの曝露を受ける職場に彼がいる間だけ実質的影響が現れるにもかかわらず、その男性は、彼の損傷が通常の日常活動を遂行する彼の能力に悪影響を及ぼすことを示すことができる。

間接的影響

D22 損傷は、ある者が1または複数の通常の日常活動を遂行することを直接には妨げないが、その者がそのような活動をどのように遂行するかには依然として実質的影響を及ぼし得る。たとえば、

・痛みまたは疲労。損傷が痛みまたは疲労を引き起こす場合、その者は、通常の日常活動を遂行する能力を有するが、そうすることで痛みを経験することにより通常の日常活動が遂行される方法において制約を受けることになる。または、損傷は、活動を通例よりも疲労させる結果、その者は、持続された時間を超えてその任務を繰り返すことができない。

変形性関節炎に罹る男性は、自宅や職場でキーボードを使用する、野菜を剥く、ジャーを開けるそして書くことのような作業を行う両手に有意の痛みを経験する。

その損傷は、通常の日常活動を遂行する男性の能力に実質的悪影響を及ぼす。

男性は、数年間慢性疲労症候群に罹る。彼は、歩くおよび立つ身体的能力を有するにもかかわらず、彼が圧倒的な疲労を経験するので、これらを長時間持続することが非常に困難であることを見出す。その結果、旅行のような通常の日常活動に参加する能力を彼は制限されるので、彼は、社交で外出することを避け、週に数日自宅で労働する。

したがって通常の日常活動への実質的悪影響がある。

・医学的助言。損傷を考慮して通常の日常活動を変更する、制限するまたは差し控えるもしくは特定の方法または特定の条件の下においてのみそれを行うことを、処置計画の一部として、医師またはその他の保健専門職により人は助言された。

教員として働く女性は、椎間板ヘルニアによる座骨神経痛を悪化させる。理学療法と牽引にもかかわらず、彼女の痛みは悪化した。彼女の処置計画の一部として彼女の医師は、毎日の痛み緩和薬を処方し、適度に重い物を運ぶことや一度に数分を超えて立つことを避けることを彼女に助言する。

買い物や全教科生徒に向けて立つことのような一定範囲の通常の日常活動を彼女が遂行することにこれは実質的悪影響を及ぼす。

・頻度。一部の損傷は、通常の日常活動を遂行する能力に悪影響を及ぼすので、頻繁な間隔で特定の活動や任務を行うことをその者に要求する。

若い女性は販売代表である。彼女は、大腸炎、炎症になった腸の病気を悪化させる。状態は、緩和と激化の期間に服する慢性のものである。激化の期間彼女は、腹部の激痛と下痢の発作を経験する。彼女は常にトイレのそばにいないといけないので、これは、彼女の職務の目的を含む彼女が運転することを非常に困難にする。

これは、通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。処置または矯正措置の影響

D23 以下の説明を除き、人が損傷のための処置または矯正措置を受けている場合、日常活動への損傷の影響は、その者がその処置または措置を受けないうで経験することになるものとして取り扱われる。

男性は、静かな環境でも他者との会話を行うことができない聴覚損傷を持つ。彼は、その影響を克服する補聴器を持つ。しかしながら、考慮されることが必要であるのは、補聴器のない損傷の影響である。

この場合に、損傷は、会話を行う日常活動に実質的悪影響を及ぼす。

D24 人の視力が眼鏡またはコンタクトレンズにより矯正される、もしくはそれらにより矯正されることができるとき、考慮されることが必要であるのは、その者が眼鏡またはコンタクトレンズを着用している間に残る、通常の日常活動を遂行する能力に視覚損傷が及ぼす悪影響である。

E 障害を持つ子ども

E1 損傷の影響は、乳児や年少の子どもには現れない。なぜならば彼らは、年長の子どもや成人にとって通常である活動を遂行する能力を発達させるには若すぎるから。通常の日常活動を遂行する6歳以上の者の能力に通例実質的で長期の悪影響を及ぼすことになる場合、6歳未満の子どもの損傷は、通常の日常活動を遂行するその子どもの能力に実質的で長期の悪影響を及ぼす

とみなされると規則は規定する。

6か月の女兒は、彼女の脚が動かないことをもたらす損傷を持つ。彼女は未だはうまく歩く段階ではない。これまで損傷は、動き回る彼女の能力に表面的な影響を及ぼしていない。しかしながら、損傷は、歩くために進むような通常の日常活動を遂行する彼女の能力に実質的で長期の悪影響を及ぼすとみなされる。これは、それが通例通常の日常活動を遂行する6歳以上の者の能力にそのような実質的悪影響を及ぼすことになるからである。

E2 6歳以上の子どもは、定義の通常の要件に服する。すなわち、通常の日常活動を遂行する彼らの能力に実質的で長期の悪影響を及ぼす損傷を彼らは持たなければならない。しかしながら、通常の日常活動を遂行する6歳以上の子どもの能力を検討することにおいて、類似の年齢の者にとって通常であることになる達成の水準を考慮に入れる必要がある。

6歳の子どもが自閉症であると診断された。彼は、話すことによるコミュニケーションといつ誰が楽しいのか悲しいのかを認識することに困難を持つ。どこか新しいところに行くまたは異なる経路を取る際に彼は非常に不安になる。これらの要素のそれぞれは、会話をするまたは日帰り旅行を楽しむようなそのような年少の子どもにとっても通常の日常活動を遂行する彼の能力への実質的悪影響になる。

E3 平等法の第6部は、障害を持つ生徒と学生の障害または障害に関係する理由による学校または16歳以降教育での彼らに対する差別を禁止することにより彼らのための保護を規定する。生徒または学生は、平等法の第16部により保護されるためにこの指針で定められる障害の定義を満たさなければならない。障害児のために合理的調整を行う学校義務を含む平等法での学校の義務は、特別の教育上のニーズの別の定義に基づく特別の教育上のニーズ（SEN）枠組みの下の義務に当てはまるように計画される。これらの義務に関する追加の情報は、SEN行為準則と教育のための平等・人権委員会の行為準則に見出すことができる。

通常の日常活動を遂行する能力に実質的で長期の悪影響をその損傷が及ぼ

す教育施設での子どもの例

10歳の女兒は学習障害を持つ。彼女は短い興味の期間を持ち、1日から翌日に事実を記憶することが困難である。彼女は、少数の馴染みのある言葉しか読むことができない。これらの要素のそれぞれは、学習活動に参加する彼女の能力に実質的悪影響を及ぼす。

14歳の少年男性は、注意欠陥多動性障害（ADHD）を持つと診断された。彼は、しばしば集中することが困難であることを見出し、指示を忘れて任務をとばす。これらの要素は、教室に参加し運動場でチームゲームに参加する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

12歳の男児は、脳性小児麻痺を持ち、脚の動きに制約を持つ。これは、学校の周囲を動き体操活動に参加する彼の能力に実質的悪影響を及ぼす。

F 特定の保護される特徴または共有される保護される特徴としての障害

F 1 平等法は、一定範囲の保護される特徴に基づく差別からの保護を規定する。平等法と関係規則に定義されるものとして障害は保護される特徴である。

F 2 人が「特定の」保護される特徴を持つ場合に平等法の特定の規定は適用される。障害の場合、特定の保護される特徴を持つ者の言及は、特定の障害を持つ者の言及であると平等法は定める（6条3項）。

障害を持つ男性は、動作の損傷を持つ。買い物や庭いじりのような通常の日常活動を遂行する彼の能力にこれは実質的で長期の悪影響を及ぼす。したがって、彼は保護される特徴を持つので彼は一般的に平等法により保護される。

しかしながら、特定の保護される特徴を持つ者を特定して適用される平等法の規定の目的のために、彼は動作に損傷がある特定の特徴を持つことになる。

F 3 人々が保護される特徴を共有する場合に平等法の一部の規定は適用される。障害の場合、特定の特徴を共有する人々の言及は、同じ障害を持つ人々の言及であると平等法は定める（6条3項）。

保護される特徴を共有する人々に特定して適用される規定の目的のために、障害を持つ男性は、動作の損傷を持つその他の人々と保護される特徴を共有することになる。

F 4 これは、平等法の以下の規定を参照して説明される。

・平等法の附則9の1条は、労働規定の下で、職務の保有者は特定の保護される特徴を持つ職業上の要件は、差別ではないと規定する。

H I Vとエイズの人々にサービスを供給する慈善組織は、H I Vの感染者であることが職業上の要件であるカウンセラーのための空席を持つ。

この場合に、H I Vの感染者である特定の障害を持つことである特定の保護される特徴を持つ者のみを任命することは組織にとって差別的ではない。

・単一の保護される特徴を持つ人々のための団体やクラブに関係する附則16の1条は、人々が保護される特徴を共有する場合に適用される。

聴覚に損傷を持つ人々のグループがその特定の損傷を持つ人々に特定して助言、支援およびリクリエーション活動を提供する私的クラブを結成する。

平等法の目的のために、保護される特徴を共有する人々の言及は、この場合に、聴覚損傷を持つ人々に対する。

付録

要素が人により経験される場合、通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的になる要素の説明的であり徹底的ではないリスト

人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、事案の完全な事情に左右されることになる。すなわち、通常の日常活動への損傷の実質的悪影響が長期であるか否か。

以下の例では、示される影響は、あたかもそれが損傷の唯一の影響であるかのように考えられるべきである。

・たとえば、身体的制約、概念の理解の欠如、または低い動機を理由とする着替えることの困難

・排泄に関係する、または頻繁な小さな失禁により引き起こされる活動を遂行することの困難

- ・たとえば、缶や袋を開けるようなことを行う能力が制約される理由、または簡単な調理法を理解し従うことができないことを理由に、食事を準備することの困難
- ・食べることの困難。たとえば、ナイフとフォークの使用を統合することができないこと、援助の必要、または摂食障害の影響を理由として
- ・たとえば、人が恐怖症、身体的制約または学習障害を持つことを理由に同伴なしに外出することが困難
- ・たとえば、概念の理解の欠如を理由に、または長期間立つ場合の痛みもしくは疲労を理由に待つことまたは行列することが困難
- ・交通機関を利用することの困難。たとえば、身体的制約、痛みや疲労、トイレの頻繁な必要を理由にまたは精神的損傷もしくは学習障害の結果として
- ・段差、階段または梯子を上り下りすることの困難。たとえば、移動が痛みを伴う、疲労するまたは何らかの点で制約されることを理由として
- ・全くの歩行不能または困難なしに短い距離しか歩くことができない。たとえば、身体的制約、痛みまたは疲労を理由として
- ・その者が不慣れまたは怖がらせると認識する環境に入ることまたは留まることの困難
- ・その者が公の場所に受け入れられることを困難にするその者の周囲の人々に挑戦する行為
- ・たとえば、身体的制約または危険を理解し管理しないことを理由に道路を安全に横断することの持続する困難
- ・持続する一般的な低い動機づけまたは日常活動への関心の欠如
- ・建物へ接近し動き回ることの困難。たとえば、扉を開ける、段差または傾斜の手すりを握ることができないもしくは指示に従うことができないことを理由として
- ・たとえば、キーボードを利用することの身体的制約、視覚損傷または学習障害を理由にコンピュータを操作することの困難
- ・買い物袋または小さい荷物のような控えめな重さの物を片手で持ち上げて

運ぶことの困難

- ・その者の母国語で会話するまたは口頭で指示を与えることができない
- ・簡単な言葉による指示を理解するまたは従うことの困難
- ・音声電話の別の者が明確に話すことを聞いて理解することの困難（電話が悪い受信機により影響されない場合）
- ・たとえば、精神的損傷または学習障害もしくは視覚損傷を理由に、これがその者の母国語の文字による場合に書類を読むまたは理解することの持続する有意な困難（それが眼鏡またはコンタクトレンズにより矯正される場合を除き）
- ・断続的な意識の喪失
- ・頻繁な混乱した行為、出しゃばる考え、支配されている感情または妄想
- ・たとえば、精神保健の状態または病気を理由に、人を避けることを持続して希望することまたは通常の社会的交際に参加するもしくは社会的関係を形成することの有意な困難
- ・家族または友人のような親しい者を認識するまたはその名前を記憶することの持続する困難
- ・持続する動揺または集中することの困難
- ・強制的な活動または行動もしくは合理的な期間後に経路の小さい変更に対応することの困難

要素が人により経験される場合、通常の日常活動に実質的悪影響を及ぼすとみなすことが合理的にならない要素の説明的であり徹底的ではないリスト

人が平等法の目的のために障害者の定義を満たすか否かは、事案の完全な事情に左右されることになる。すなわち、通常の日常活動への損傷の実質的悪影響が長期であるか否か。

- ・運搬台なしに大きなスーツケースまたは重い家具を動かすような援助または機械の補助なしに重い物を動かすことができない
- ・2時間を超えて継続する移動の間、たとえば車または飛行機による旅行の

結果として不快を経験する

- ・約1.5キロメートルまたは1マイルの距離を補助なしで歩く結果として何らかの疲れまたは小さい不快を経験する
- ・書くことまたは綴りの小さい問題
- ・秘書業務に標準的なタイプ打ちの速度に達することができない
- ・拡大鏡の補助なしに非常に小さいまたは不明瞭な活字を読むことができない
- ・援助なしにその者の母国語である長い詳細な技術的文書に記載することができない
- ・単純に緊張の結果として聴衆の前で話すことができない
- ・恥ずかしくて臆病
- ・舌のもつれにより特定の音を発音することができない
- ・強い訛りを持つことを理由に理解されることができない
- ・話者の母国語ではない言語で口頭で会話することができない
- ・工場の床、大衆音楽のコンサート、スポーツ行事または忙しい主要道路の脇のような非常に騒がしい場所で会話をすることができない
- ・正しい旋律で歌うことができない
- ・実質的な距離（たとえばフットボール場の幅を超える）を超えて知人を区別できない
- ・同僚のような親しい者の名前をたまに忘れる
- ・数時間の没頭を要求する任務に集中することができない
- ・有意の高さについてのたまの不安
- ・信号が不利な場合に持続して道路を横断するまたは自身の楽しみのために高速道路を速く運転するような自分自身の発議に通常よりも高い危険を意識的に冒す者
- ・視界がばやけるようなその他の影響を伴わないで赤と緑を区別することが単にできない
- ・頻繁ではない小さな失禁

・小さい針に糸を通すまたはピンをつまむような繊細な手の動きを要求する活動を行うことができない